

平成22年1月18日（月）

## 全国児童福祉主管課長会議

### 次 第

厚生労働省 講堂

- 13:00～13:05 開会挨拶
- 13:05～14:25 子ども手当について
- 14:25～14:35 父子家庭への児童扶養手当の支給について
- 14:35～14:50 22年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要
- 14:50～15:00 (休憩)
- 15:00～15:25 待機児童解消への取組
- 15:25～15:45 母子家庭等の在宅就業支援
- 15:45～15:55 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革
- 15:55～16:05 少子化対策特別部会の議論の整理について
- 16:05～16:15 子ども・子育てビジョン（仮称）について
- 16:15～16:30 次世代育成支援対策交付金について
- 16:30～16:40 その他 連絡事項等
- 16:40～16:50 閉会挨拶

# 全国児童福祉主管課長会議 資料

平成22年1月18日（月）

雇用均等・児童家庭局

## 《 目 次 》

1. 子ども手当について	別冊
2. 父子家庭への児童扶養手当の支給について	2
3. 22年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	4
4. 明日の安心と成長のための緊急経済対策について	
(1) 待機児童解消への取組	9
(2) 母子家庭等の在宅就業支援	14
(3) 育児・介護休業トラブル防止指導員の設置	15
(4) 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革	16
5. 少子化対策について	
(1) 少子化対策特別部会の議論の整理について	17
(2) 子ども・子育てビジョン（仮称）（子ども・子育て応援プランの見直し）	25
(3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について	27
6. その他	
(1) 子育て応援特別手当（平成21年度版）の準備経費及び執行停止に伴う経費について	38
(2) 児童の安全確認・安全確保の徹底について	39
(3) 児童虐待防止のための親権制度研究会について	40

【参考資料】

資料 1	安心こども基金の概要	43
資料 2	平成22年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表(案)	47
資料 3	保育対策等促進事業費補助金 延長保育促進事業 平成22年度基準額(案)	48
資料 4	地方分権改革(保育所の基準関係)について	49
資料 5	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(母子家庭等の在宅就業支援)の概要	50
資料 6	ひとり親家庭等の在宅就業支援の実施イメージについて	51
資料 7	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 在宅就業の拡大を図る本事業の社会的意義	52
資料 8	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(都道府県審査分)	54
資料 9	平成22年度 児童虐待防止対策支援事業実施要綱一部改正新旧対照表(案)	55
資料 10	障害児施設の入所における措置と契約について	60

別冊資料 「ひとり親家庭等の在宅支援就業事業(安心こども基金)」の実施について

別冊資料 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 国審査分事業の概要

## 1. 子ども手当について

(別冊 参照)

## 2. 父子家庭への児童扶養手当の支給について

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、子と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

所要の法律案については、平成22年通常国会に提出する予定である（施行は平成22年8月1日）。

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

# 父子家庭への児童扶養手当の支給について

## 1. 概要

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

- ・ 補助率 国1/3 都道府県等 2/3
- ・ 対象者数 父子家庭 約10万世帯  
(母子家庭 約97万世帯 21年3月末)
- ・ 支給額(児童1人の場合)
  - ・ 全部支給 41,720円
  - ・ 一部支給 41,710~9,850円(所得に応じ)

## 2. 平成22年度予算案

予算額 国費:1,678億円

うち、父子家庭へ対象を拡大するための所要額 約50億円(4ヶ月分)  
(満年度とした場合 約150億円)

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。

父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

## 3. 法案

所要の法律案を平成22年通常国会に提出予定(施行日は平成22年8月1日)

### 3. 平成22年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援  
対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

#### 《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の創設
- 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実
- 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実
- 4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実
- 5 出産の経済的負担の軽減
- 6 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 7 母子保健医療対策の充実
- 8 仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

#### ○予算案額の状況

	21年度予算額	22年度予算案額	伸び率
局合計	9,815億円	22,861億円	132.9%
一般会計	9,105億円	21,960億円	141.2%
特別会計	711億円	902億円	26.9%
年金特別会計 児童手当勘定 うち児童育成事業費	560億円	764億円	36.4%
労働保険特別会計 労災勘定 雇用勘定	151億円 8億円 143億円	137億円 6億円 131億円	▲8.7% ▲17.6% ▲8.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。



安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の創設(国庫負担金)

《1兆4,722億28百万円》  
 うち、給付費:1兆4555億94百万円  
 (10か月分を計上)  
 事務費: 166億34百万円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

注1 公務員については、所屬庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担金は1兆4,980億円。)

注2 給付費総額は2兆2,554億円である。

注3 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

注4 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

[参考]別紙「平成22年予算における子ども手当等の取扱いについて」

○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

《169,335百万円→176,432百万円》

- (1) 父子家庭への児童扶養手当の支給 4,956百万円  
 ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

・手当額(月額)

児童1人の場合	全部支給	41,720円
	一部支給	41,710円~9,850円(所得に応じ)
児童2人以上の加算額	2人目	5,000円
	3人目以降1人につき	3,000円

- (2) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 3,555百万円

① 自立のための就業支援等の推進 3,474百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

② 養育費確保の推進 62百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

- (3) 自立を促進するための経済的支援(一部再掲) 1,729億円(1,665億円)

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

3 待機児童の解消等の保育サービスの充実

《377,805百万円→415,522百万円》

- (1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実 388,102百万円

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実することにより、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進する。

＜主な充実内容＞

民間保育所運営費 50,000人増、家庭的保育5,000人増、病児・病後児保育436か所増など

○保育所の待機児童解消

平成21年度第2次補正予算案(200億円)において、安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

a. 小規模な認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)

b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

の改修費等について、一定の条件に基づき、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

(2)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

274億20百万円(234億53百万円)

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→24,872か所)。

さらに、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進するため、補助単価を増額する。(例:児童数が40人の場合、1クラブ当たりの補助単価:2,426千円→3,026千円)

4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実

《44,660百万円→41,459百万円》

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の予防強化に取り組む。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《92,624百万円→94,706百万円》

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

89,087百万円

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所において、新たに親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、一時保護所の整備を促進する。

③社会的養護体制の拡充

83,779百万円

虐待を受けた児童など要保護児童が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するため、小規模グループケアの実施か所数の増(645か所→703か所)を図るとともに、管理宿直を行う非常勤職員を配置するなど社会的養護体制の拡充を図る。

(2)配偶者からの暴力(DV)防止

5,619百万円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため、婦人保護施設における通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の経費や医療費を計上し、機能の充実を図る。

6 母子保健医療対策の充実

《19,301百万円→23,058百万円》

(1)不妊治療等への支援

8,093百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2)小児の慢性疾患等への支援

14,733百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

## 7 仕事と家庭の両立支援

《9,969百万円→9,780百万円》

(1)改正育児・介護休業法の円滑な施行 4,861百万円  
改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

(2)男性の育児休業の取得促進 30百万円  
父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(3)育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化 407百万円  
育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する(育児・介護休業トラブル防止指導員の設置等)。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置  
平成21年度第2次補正予算案(28百万円)において、いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する(都道府県労働局雇用均等室に計47名)。

(4)事業所内保育施設に対する支援の推進 3,921百万円  
事業所内保育施設設置・運営等助成金について、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。

(5)中小企業における次世代育成支援対策の推進 560百万円  
「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

## 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

### 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進 《853百万円→695百万円》

(1)職場における男女雇用機会均等の推進 430百万円  
男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2)ポジティブ・アクションの取組の推進 265百万円  
男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

### 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)

### 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進 《1,622百万円→1,380百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく確な指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対する助成金(40万円~60万円(大企業30万円~50万円))の支給等により、その取組を支援する。

### 4 多様な働き方に対する支援の充実 《212百万円→210百万円》

(1)短時間正社員制度の導入・定着の促進 147百万円  
短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目~10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(2)良好な在宅就業環境の確保 63百万円  
専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて  
標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
  - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
  - (2) 所得制限は設けない。
  - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
  - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
  - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
  - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
4. 3.の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

## 4. 明日の安心と成長のための緊急経済対策について

### (1) 待機児童解消への取組

#### ① 平成21年度第2次補正予算案

民間保育所の施設整備については、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算により設置した「安心こども基金」においてその推進を図っているところである。平成21年12月8日に閣議決定した「明日の安心と成長の緊急経済対策」において、待機児童解消への取組として、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充することとし、平成21年度第2次補正予算案において安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、

ア. 地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して小規模な認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）の施設整備費、改修費、賃借料

イ. 家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）の改修費、賃借料

について、安心こども基金における国庫補助率の嵩上げ条件に基づく補助率を適用し、その際、補助基準額の割り増しを行うこととしている。

なお、上記の措置に伴い、従来の安心こども基金における「小学校内等の教材等の保管場所として使用されている空き教室等を保育所分園として使用するための改修等の補助」は廃止する。**(参考資料1(P.43)参照)**

また、学校、公営住宅、公民館等の地域の余裕スペースを活用した待機児童解消に向けた取組の推進のため、国においても内閣府を中心に関係省庁（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、財務省）が連携して取り組むこととし、昨年12月24日に打ち合わせを開始したところであり、地方公共団体におかれてもより一層積極的な取組をお願いしたい。

## ② 安心こども基金における家庭的保育者研修

家庭的保育者に対する研修については、従来から、安心こども基金の「家庭的保育者研修事業（補助率：1/2）」において実施しているところであるが、今回、家庭的保育者養成の推進を図るため、家庭的保育者に対する研修を地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、安心こども基金の「地域子育て創生事業（補助率：定額）」の補助対象とし、自治体の負担軽減を図ることとした。

## ③ 平成22年度予算案について

平成21年4月時点における保育所入所待機児童数は2年続けて増加し、前年同月に比べて5,834名増の2万5,384人となった。

このような状況で、待機児童対策を加速させるため平成20年度から平成22年度において集中重点的に保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育事業など地域の事情等に応じた保育の提供手段の多様化を図るため、安心こども基金の創設など、待機児童解消の取組を実施しているところである。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、以下の待機児童対策関連予算の措置状況を踏まえて、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の提供体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備の他、家庭的保育等の施策を積極的に活用するなど、地域における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

#### ④ 保育所運営費について

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した民間保育所に係る運営費の拡充を図っているところである。

なお、平成22年度より運営費を支弁する際の保育単価の適用年齢について、これまで年度途中に入所した児童は、入所した月の初日における年齢の保育単価を適用していたところであるが、クラス編成の実態との整合性を図る観点から、当該年度4月初日時点での年齢による単価を適用することとしているのでご留意願いたい。

#### ⑤ 保育所入所の円滑化について

ア. 保育所への入所の円滑化については、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児発第73号・児保第3号）により実施されているが、平成21年度において、保育所の定員設定について、入所児童数に応じた設定が行われるよう定員区分を10人刻みに細分化したところである。これに伴い、定員見直しの基準を、「連続する過去の3年間常に定員を超えており、かつ、各年度の平均在所率が120%以上の状態である場合」から、「連続する過去の2年間※常に定員を超えており、かつ、各年度の平均在所率が120%以上の状態である場合」に改正する。

（※平成23年4月1日より適用。平成21年4月1日、平成22年4月1日時点については従前どおり）

イ. 待機児童解消のため、児童福祉施設最低基準を満たしている場合に限り、年度当初に認可定員の15%以内で、年度途中（5月～9月）において認可定員の25%以内で定員を超えて保育の実施を行うことができることとされているが、地域の実情により応じた扱いを可能にするため、平成22年度からこの制限を撤廃することとする。

なお、この場合に年度途中における保育所入所の受入体制の整備に留意することが必要である。

## ⑥ 行政刷新会議における事業仕分けの対応等

行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、保育所運営費については、保育料の徴収基準額について、現行の第7階層より上の高所得者階層について第8階層区分を新たに設定することとしている。

(参考資料2(P.47)参照)

また、これまで一般会計において実施していた延長保育促進事業については、仕事を持つ保護者向けの保育サービスである休日保育事業や夜間保育事業と同様に、平成22年度は事業主拠出金財源による児童育成事業として実施することとし、これに関連して、これまで年金特別会計児童手当勘定において実施していた一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業については、保護者の就業の有無に関わらずすべての子育て家庭を対象とした事業であることも踏まえて、平成22年度は一般会計による次世代育成支援対策交付金の対象事業として実施することとしている。

そのため、以下のとおり事業実施の費用負担割合が変更となるのでご留意願いたい。(後述「5. 少子化対策について(3)次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について」(P.27)、参考資料3(P.48)参照。)

### ○延長保育促進事業

これまで

平成22年度

国 1/2、市町村 1/2 → 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3  
(指定都市・中核市 2/3)

### ○一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業

これまで

平成22年度

国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 → 国 1/2、市町村 1/2  
(指定都市・中核市 2/3)



## ⑦ 地方分権改革（保育所の基準関係）について

保育所の最低基準については、昨年10月7日、地方分権改革推進委員会より、廃止又は条例委任することを内容とする「第3次勧告」があった。これを受けて、昨年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画においては、保育の質等に深刻な悪影響が生じかねない保育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容、調理室等に限って、国の基準を「従うべき基準」として、条例はこれに従わなければならないが、その他の事項については「参酌すべき基準」として、基本的には地方自治体の判断で定められることとなった。ただし、居室の面積基準については、待機児童が多く、地価が高い等の状況に着目し、東京等の一定の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、説明責任を果たせばこれと異なる基準を定められることとなった。

各都道府県・政令市・中核市においては、今後、それぞれの条例により、適切な基準を定めていただく必要がある。その際には、引き続き保育の「質」が確保されるために適切な措置を講じていただくようお願いする。

なお、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を本年の通常国会に提出する予定としている。（参考資料4(P. 49)参照）

## ⑧ 保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従来よりご尽力いただいているところであり、今般、「保育施設における死亡事例について」（平成21年12月7日記者発表）により、平成16年4月から平成21年11月までの間に発生した保育所等（認可保育所、認可外保育施設）における死亡事例を取りまとめ公表したところである。

各都道府県等におかれては、事故の発生の予防や発生した場合の迅速かつ的確な対応が図られるよう、保育所等における安全管理体制の充実について、引き続き市区町村及び保育所等に対する指導をお願いする。

なお、保育所等において死亡事故等の重大事案が発生した場合には、従来から報告をお願いしているところであるが、改めて保育所及び認可外保育施設における事故の報告について通知をすることとしているので、市区町村に対して周知を行うとともに、事案が発生した場合は速やかに報告をお願いしたい。

## (2) 母子家庭等の在宅就業支援

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する」こととされた。(参考資料5(P. 50)参照)

これは、平成21年度第1次補正予算により実施されている安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」の運用を改善するものである。同事業は、ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図るもので、昨年12月には、国による審査分事業として15自治体の事業を採択したところである(参考資料6(P. 51)参照)が、在宅就業はひとり親だけでなく、障害者や高齢者の生活も向上させる「これからの社会のセーフティーネット」としての意義を有すること、また、人的能力の開発や経済への貢献、環境への貢献といった「活力ある社会への貢献」、「地域づくり・地域再生への貢献」としての意義も有することから、その推進を図ろうとするものである。(参考資料7(P. 52)参照)

今回の緊急経済対策では、本事業について、より多くの自治体の参加を促進するため、都道府県において審査・採択をできる枠組み(都道府県審査分)を設けることとしたところである。

具体的には、国から都道府県の安心こども基金へ「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業分」として一定の資金交付を行い、都道府県において事業実施自治体の事業計画を、国が示す基準により審査を行い、安心こども基金から所要額を支弁する仕組みを設けることとしている。(参考資料8(P. 54), 別冊資料参照)

本事業については、上述の社会的意義にも照らし、商工関係部局等とも連携し、是非積極的な取組をお願いする。特に、都道府県においては、管内市等に対しての周知とともに、事業計画の審査の対応等をよろしく願いたい。

### (3) 育児・介護休業トラブル防止指導員の設置

平成21年度補正予算案(第2号)額 27,561千円

#### 現状

雇用情勢の急速な悪化の中、妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の申出又は取得を理由とする解雇その他不利益取扱いが増加している。育児休業に係る不利益取扱いに関する労働者からの相談は、最近5年間増加傾向にあり、20年度も大幅増加。

育児休業に係る不利益取扱いに関する労働者からの相談件数

年度	16	17	18	19	20
件数	521	612	722	882	1,262

改正育児・介護休業法(21年6月成立)

- ・不利益取扱いなど育児休業等の制度利用に係る苦情・紛争の解決の仕組みを整備
- ・法違反に対する指導の実効性を高める

#### 今回の措置

各都道府県労働局雇用均等室

育児・介護休業トラブル  
防止指導員 47名(新規)

個別の事案に関する  
相談対応

育児休業等を希望、  
取得する労働者等

育休中や復帰時に解雇、退職勧  
奨等の不利益を受ける等のトラ  
ブルを防止するための周知、指導

事業主

#### (4) 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄) ～平成21年12月8日 閣議決定～

#### 6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

##### (1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

##### ① 制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

##### <具体的な措置>

##### ○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

##### (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

##### (イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

##### (ウ) 幼保一体化の推進

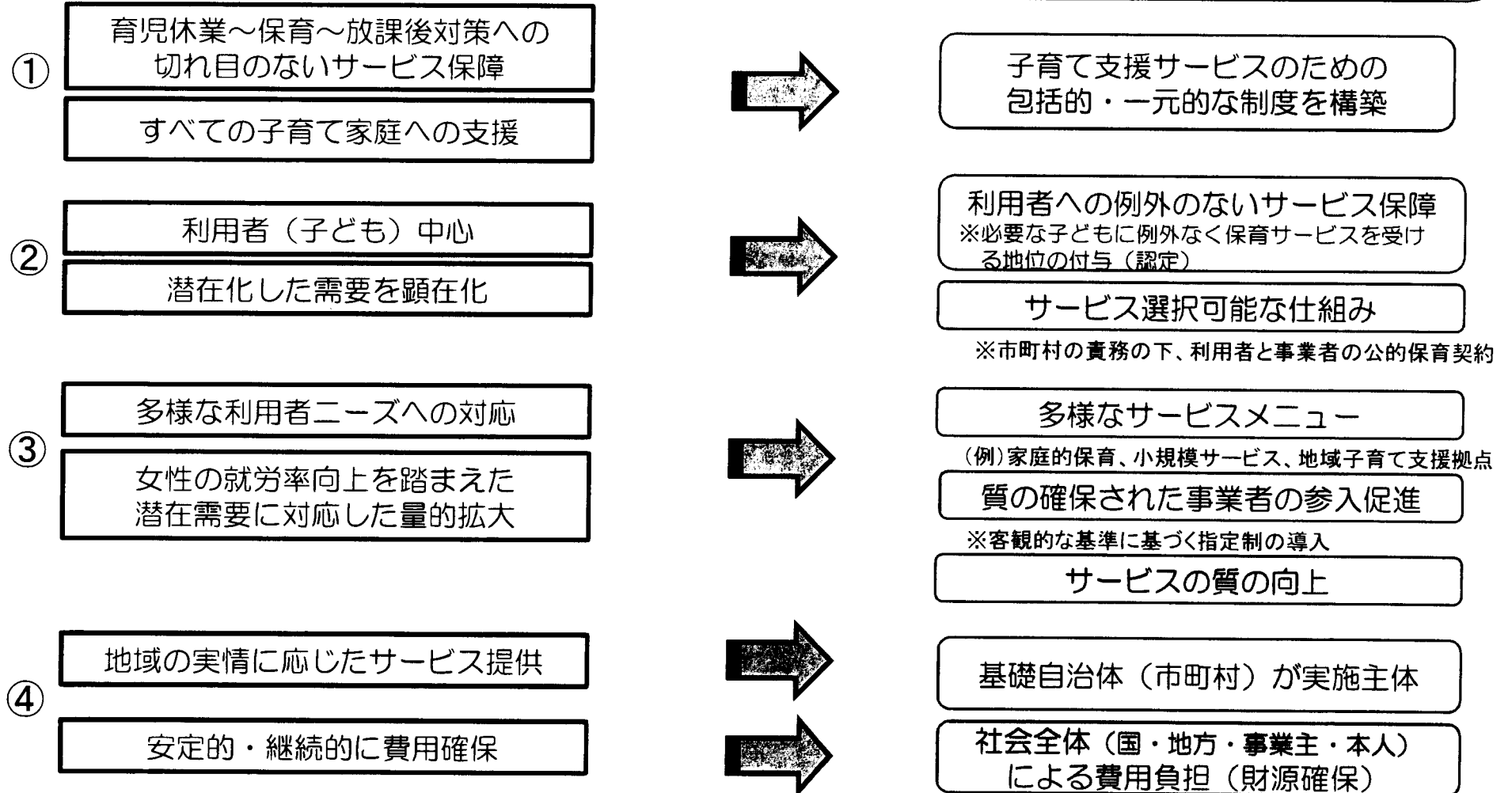
- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

## 5. 少子化対策について

### (1) 少子化対策特別部会の議論の整理について

少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント

- 少子化対策としては、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、保育・放課後児童クラブ・地域の子育て支援をはじめとするサービスの抜本的拡充が必要。
- 少子化対策は、持続可能な我が国の社会を構築するための「未来への投資」であり、社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援のための包括的・一元的な制度づくりが必要。



## ポイント①

育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

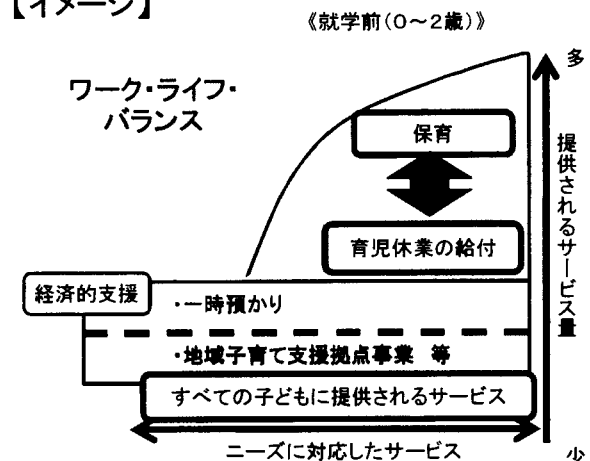
すべての子育て家庭への支援



子育て支援サービスのための  
包括的・一元的な制度を構築

- 少子化の背景にある、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するため、
  - ① 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現
  - ② 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築を、少子化対策として一体的に取り組む。
- 様々な子育て支援のためのサービスを一元的に提供する社会的基盤の構築の実現のためには、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保が必要であるとともに、ニーズに応じて質の確保されたサービスが増えていくような子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度の構築が必要。
  - 例) 現状では、様々な考え方・仕組みのもとで給付・財源がバラバラであることから、これら給付・財源を一体的に提供できる仕組みが必要。
- 少子化対策としては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本として、仕事と子育ての両立を支援する給付を組み合わせる。その際、ライフステージ、働き方に応じ、育児休業～保育サービス～放課後対策への切れ目のないサービス等が保障され、すべての子育て家庭に対し、必要となる子育て支援が提供されることが必要。
  - ・ 保育サービスの質的・量的拡充
  - ・ 放課後児童クラブの質的・量的拡充
  - ・ すべての子育て家庭に対し、必要な子育て支援サービスが提供される仕組み
- 女性の就業率の高まりに対応したスピード感のあるサービスの抜本的拡充とともに、児童人口減少地域における保育機能の維持等の課題にも対応。

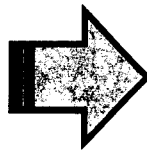
### 【イメージ】



## ポイント②(保育サービス)

利用者(子ども)中心

潜在化した需要を顕在化



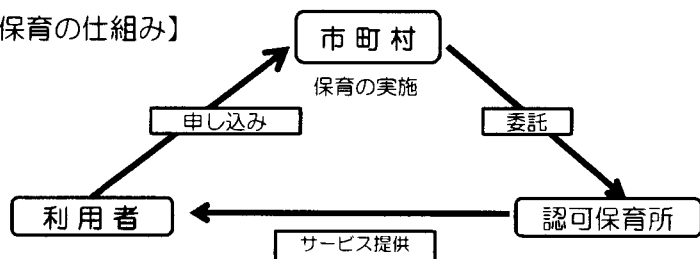
利用者への例外のないサービス保障  
※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける  
地位の付与(認定)

サービス選択可能な仕組み

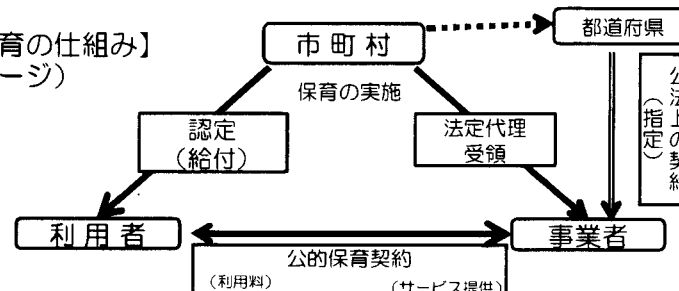
※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

- 市町村の実施責務を法制度上明示
  - ・ ①例外ない公的保育サービスの保障責務、②質の確保された公的保育サービスの提供責務、③適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、④保育サービス費用の支払義務
- 例外のない保育サービス保障(潜在需要を顕在化)
  - ・ 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与(「保育に欠ける」という仕組みの見直し)。
  - ・ 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにすることが必要。
- 市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定
  - ※併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。
  - ・ 必要量は、3歳未満の子どもには週当たり2～3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
  - ・ 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受入れ。
- 利用者と保育所が公的保育契約(サービス選択可能な仕組み)
  - ※現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働かない仕組みへ。
  - ・ 利用者(子ども)中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
  - ・ 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。
- 利用者に対し利用したサービスを費用保障(給付) + 保育所等による法定代理受領
  - ・ 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定(公定価格による質の保障と安定的事業運営への配慮)。
  - ・ 保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討。

【現行の保育の仕組み】



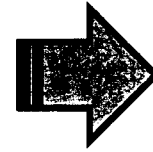
【新たな保育の仕組み】  
(イメージ)



### ポイント③

多様な利用者ニーズへの対応

女性の就労率向上を踏まえた  
潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

(例)家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援拠点等

質の確保された事業者の参入促進

※客観的な基準に基づく指定制の導入

サービスの質の向上

#### 〈仕事と子育ての両面を支援するサービス〉

##### ○ 多様な保育サービス類型の導入

- ・ すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、多様なサービス類型を導入。  
例) 家庭的保育、小規模サービス、短時間勤務等、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育等

##### ○ 児童人口減少地域における対応

- ・ 児童人口減少地域において、子どもに質の高い保育を保障するため、小規模サービス、多機能型サービス等の検討。

##### ○ 指定制の導入と市町村のサービス提供確保の義務

- ・ 多様な利用者ニーズへ対応し、多様なサービス類型のそれぞれごとに質の確保された事業者の参入促進を図るため、客観的な基準（通常保育については最低基準）に基づく指定制を導入。
- ・ 裁量的な認可により、地方自治体の財政事情等による抑制が働かない仕組みの改革。
- ・ 市町村による計画的なサービス基盤整備と児童人口の減少地域等における供給過多による弊害回避。

##### ○ 質の確保された事業者の参入促進

- ・ 施設整備費については、運営費に相当額（減価償却費相当）の上乗せを検討（当面の集中的整備促進等のための施設整備補助は維持）。
- ・ 認可外保育施設の最低基準到達支援
- ・ 適正なサービスの確保、サービスの休廃止時のルールが必要。
- ・ 質の確保のための指導監督が従来よりも重要な役割を果たすべきであるが、そのための実施体制の確保策を検討。その際、都道府県と市町村の役割の整理等についても考慮。
- ・ 運営費の使途制限は、保育サービスの特質を考慮し、配当なども含め、一定のルールが必要。また、会計処理については、法人種別ごとの会計処理を検討。

##### ○ サービスの質の向上

- ・ 保育所に求められる役割等の高まりに対応した職員配置、保育の質の維持・向上を図るための安定雇用や保育士の処遇改善を可能とする仕組み、研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等。
- ・ 指導監査とともに、情報公表・評価等の仕組み。



## ポイント③(続き)

### ○ 病児・病後児保育の量的拡充

- ・ 病児・病後児保育は、ニーズも高く、セーフティネットとして重要な役割。働き方の見直しに取り組みつつ、量的拡充が必要。
- ・ 施設型と非施設型の役割、医師との連携等について検討。

### ○ 放課後児童クラブの量的・質的拡充

- ・ 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源保障を強化し、人材確保のための処遇改善が必要。
- ・ 市町村の実施責任、保障の仕組みの強化、質を確保するための緩やかな基準の必要性、人材確保のための処遇改善等を検討。

### 〈すべての子育て家庭を支援する基本サービス〉

### ○ 多様なニーズに対応できる一時預かりの受け皿の拡大

- ・ 一時預かりは、乳幼児のいる子育て家庭の多様なニーズに対応する基本サービスとして、保障を充実。
- ・ 今後の需要の拡大が見込まれる中、多様な主体、多様なサービス提供方法を活用した受け皿拡大。

### ○ 地域子育て拠点事業等地域の子育て支援の充実

- ・ 子育ての孤立感、負担感の解消に資する地域子育て支援拠点、遊びを通じた子どもの育成を基盤とした児童館事業等、地域特性に応じた柔軟な地域の子育て支援の取組を支援する枠組みの検討。

### ○ 社会的養護を必要とする子ども等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策の充実。

- ・ 施設に入所している子どもの心のケアや家庭復帰へ向けた支援、年齢に応じた設備などにより子どもの状態や年齢に応じたケアが実施できるよう、施設機能や配置基準などの見直しが必要。
- ・ 施設機能の見直しのみならず、地域で生活する要保護児童への支援の充実や施設と地域資源の連携も必要。

## ポイント④

地域の実情に応じたサービス提供

安定的・継続的に費用確保

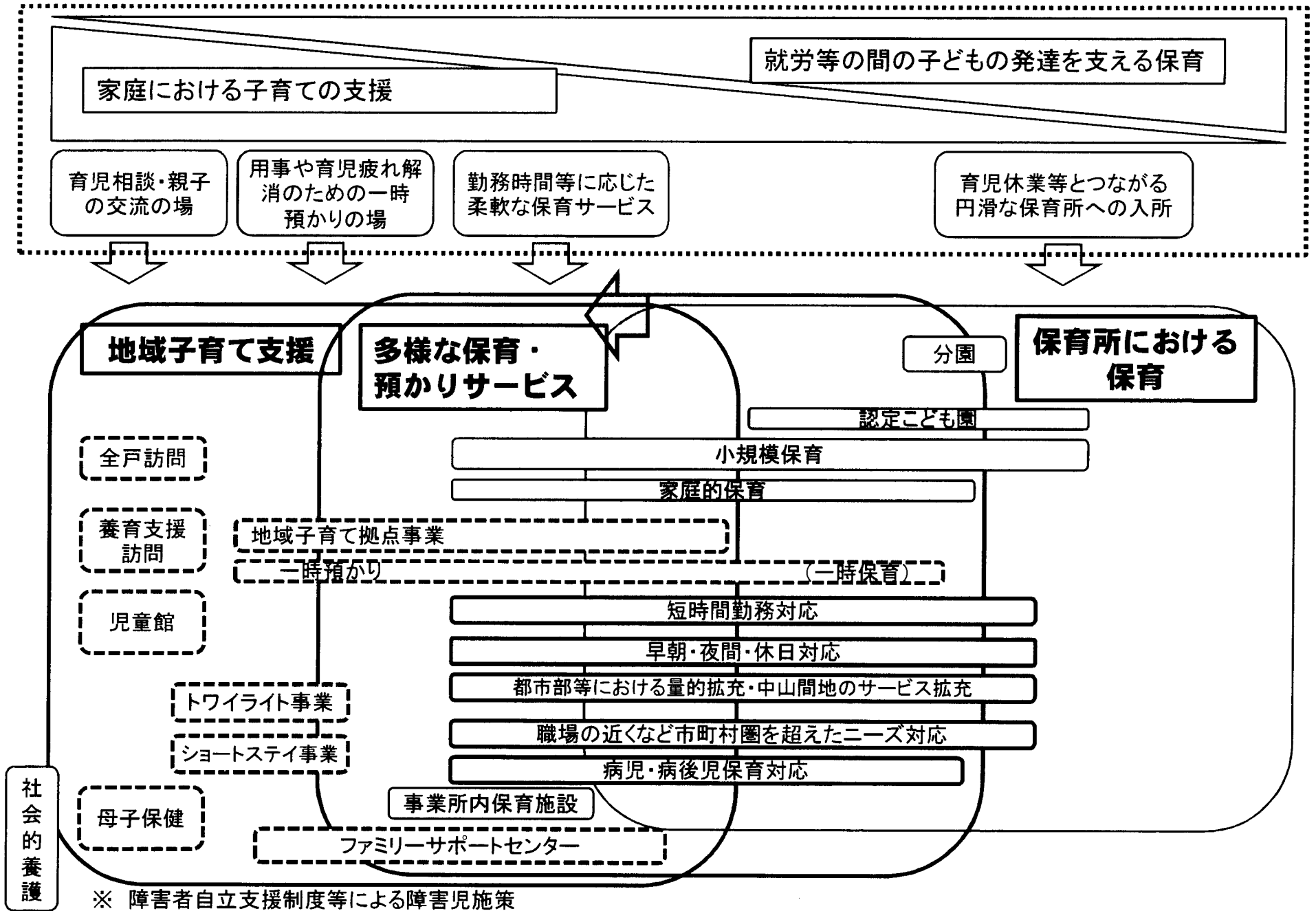


基礎自治体（市町村）が実施主体

社会全体（国・地方・事業主・本人）による費用負担（財源確保）

- 地域の実情に応じたサービス提供を図るため、基礎自治体（市町村）が制度の実施主体。
  - 新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠。
  - 現行のサービスの類型によって財源構成も給付も異なる仕組みから、包括的・一元的な制度の構築へ。
  - 社会全体（国・地方・事業主・個人）で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点につき、引き続き議論。
    - ・ 新たな制度体系によって増大する費用を国・地方・事業主・個人で適切に役割分担する仕組み
    - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み
    - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
    - ・ 社会全体で支え合うことを前提に、誰でも大きな負担感なく一定の負担で利用できるようにした上で、低所得者にも配慮する仕組み 等
- ※ 例えば、フランスでは「全国家族手当金庫」により、子育て支援に係る財源を一元的に管理し、労使・利用者等の関係者が運営に参画し、資金を給付。

# 多様な子育て支援のニーズに対応したサービス



(参考)

少子化対策特別部会では、昨年2月の第1次報告を受け、保育の仕組みについて、2つの専門委員会を設置しながら、引き続き議論を行ってきました。

これらの議論を踏まえ、12月25日に部会において議論の整理が行われました。

このことに関しては「これまでの議論の整理」として厚生労働省のHP上に資料を公表していますので、下記URLをご参照ください。

《参照:URL》

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1225-12.html>

## (2) 子ども・子育てビジョン(仮称)(子ども・子育て応援プランの見直し)

### 子ども・子育てビジョン(仮称)

(新少子化社会対策大綱+新子ども・子育て応援プラン)

少子化社会対策基本法第7条の規定に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するため策定された施策の大綱とその実施計画。

※従来は大綱とプランを別々としていたが、今回は一体のものとして策定予定

○大綱及びその具体的な実施計画

○本年(平成22年)1月を目処に今後5年間(平成22年度~26年度)の施策内容と数値目標を策定予定。

※保育や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスについて、潜在需要を踏まえた目標値を設定。



### 次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)に基づく地域行動計画

都道府県、市町村……地域における子育て支援等について5か年計画を策定

→平成22年度から、新しい5か年計画(後期行動計画)

※事業主……仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の見直し等について2~5か年の計画を策定

## 子ども・子育てビジョン(仮称)の策定スケジュール

平成20年12月24日 少子化社会対策会議において、大綱見直しの方針について決定。

平成21年 8月末 市町村における保育サービス等の目標事業量の報告。

- 平成21年10月～
- 目標事業量の集計まとめ、新大綱（子ども・子育てビジョン（仮称））への反映。
  - 内閣府に福島少子化担当大臣・泉政務官をメンバーとする「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を設置。  
泉政務官を主査とする作業グループを設置し、原案作成・関係省庁との調整。

平成22年1月（予定）「子ども・子育てビジョン（仮称）」策定。

### 【政府全体会議】

少子化社会対策会議(平成15年9月10日～)

会長：内閣総理大臣

委員：内閣官房長官 総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣  
厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣  
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣

### (3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

#### 〈21年度〉

児童育成事業費(事業主提出金財源)

放課後児童健全育成事業  
家庭的保育事業  
病児・病後児保育事業  
一時預かり事業  
地域子育て支援拠点事業  
児童ふれあい交流事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

仕事と子育ての両立を支援するサービス

延長保育

(特定事業)  
・乳児家庭全戸訪問事業  
・養育支援訪問事業  
ファミリー・サポート・センター事業  
・子育て短期支援事業

(その他事業)

すべての子育て家庭向けのサービス

388億円

#### 〈22年度予算案〉

児童育成事業費(事業主提出金財源)

放課後児童健全育成事業  
家庭的保育事業  
病児・病後児保育事業  
延長保育事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

すべての子育て家庭向けのサービス

児童ふれあい交流事業

一時預かり事業

地域子育て支援拠点事業

新規事業(子育て支援ネットワーク事業ほか)

(特定事業)  
・乳児家庭全戸訪問事業  
・養育支援訪問事業  
ファミリー・サポート・センター事業  
・子育て短期支援事業

(その他事業)

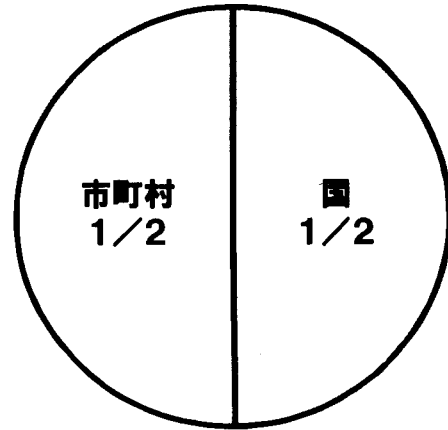
すべての子育て家庭向けのサービス

361億円

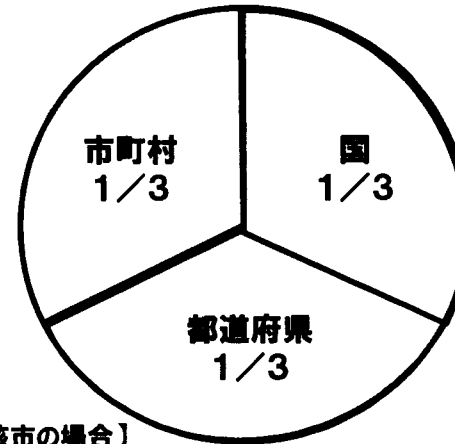
※上記の表は、事業規模をイメージ化したものであり、事業ごとの積算内訳はない。

# 負担割合の変更について

## 〈ソフト交付金：一般財源〉



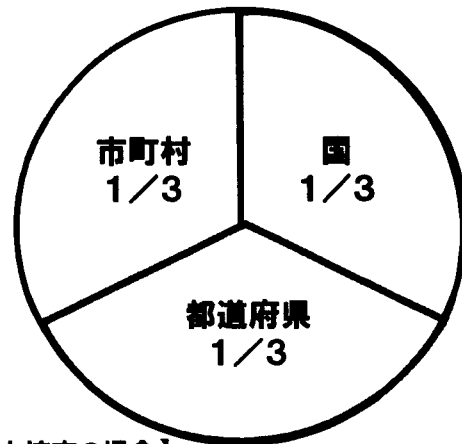
## 〈児童育成事業費：事業主提出金財源〉



【指定都市、中核市の場合】  
国1/3 指定都市・中核市2/3

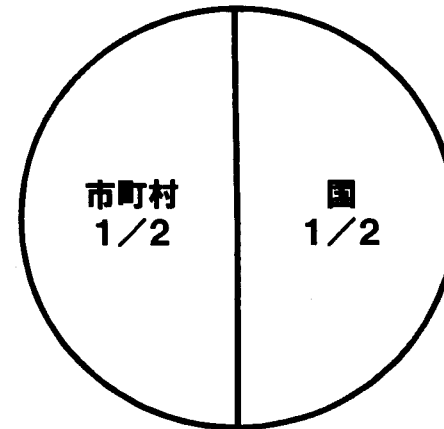
《延長保育》

## 〈児童育成事業費：事業主提出金財源〉



【指定都市、中核市の場合】  
国1/3 指定都市・中核市2/3

## 〈ソフト交付金：一般財源〉



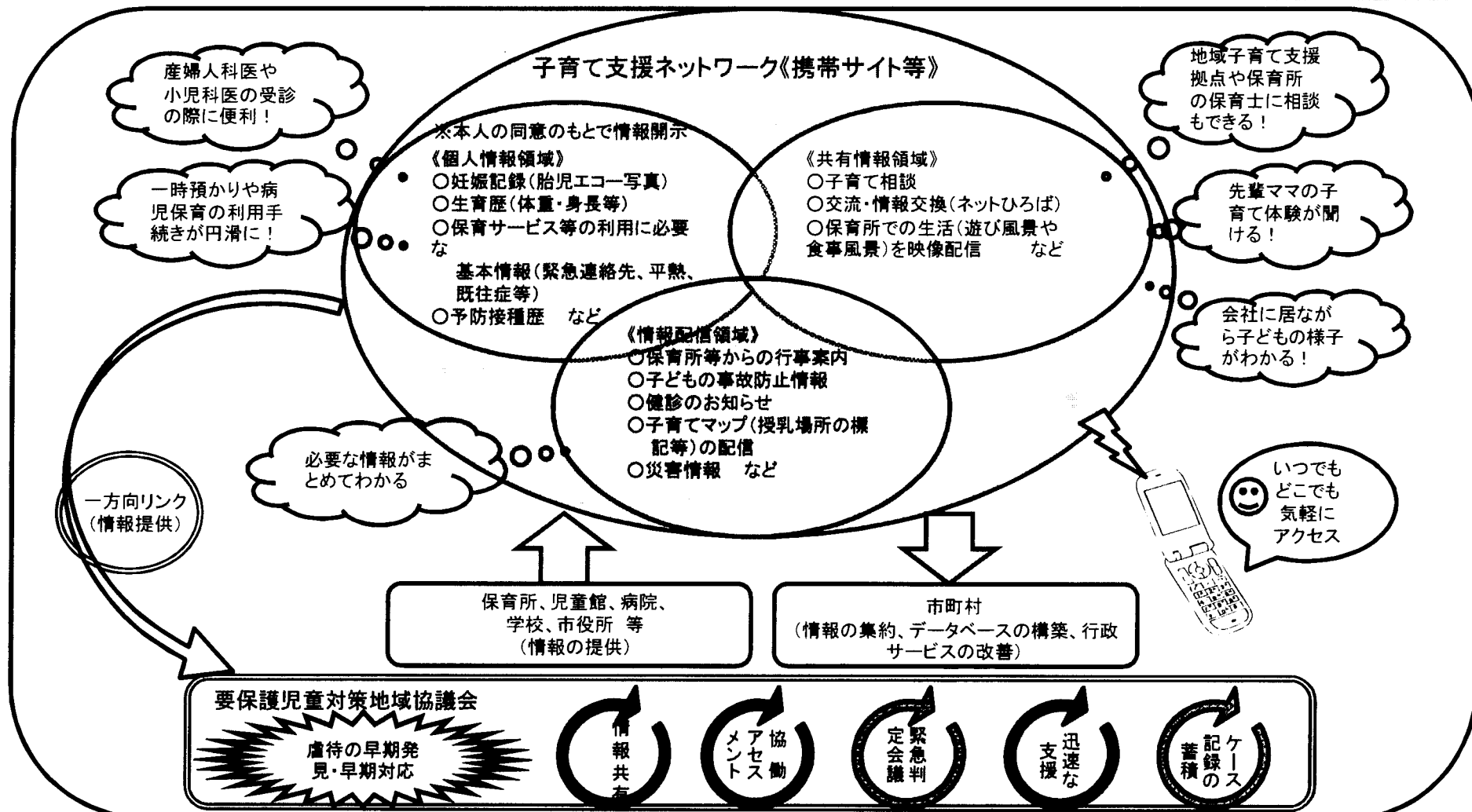
《地域子育て支援拠点、一時預かり、  
児童ふれあい交流》



# 子育て支援ネットワーク事業（新規）イメージ

子育てについての情報不足、相談相手の不在による子育てのしづらさの改善に向けて、地域住民参加型の子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築を図る。

【既存の子育てサービスと相まって、子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援を展開】



## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の拡充

### 【課題】

「子どもを守る地域ネットワーク」については、平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。)されているが、その機能強化を図っていくことが課題となっている。具体的には以下のとおり。

- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進  
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、14.2%(平成21年4月・調整機関担当職員の状況)
- ネットワークを活用した適切な援助を行うため、関係機関の更なる連携強化が必要  
⇒ 「ネットワーク会議が開催されていない」、「単独の機関や担当者のみで対応している」等が指摘されている

## 子どもを守る地域ネットワークの機能強化

### 【既存分】

コーディネーターやネットワーク構成員の専門性強化等

(事業内容)

- ① コーディネーターの専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るため学識経験者(アドバイザー)による研修会開催  
など



(これに加え)

### 【新規分】

ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

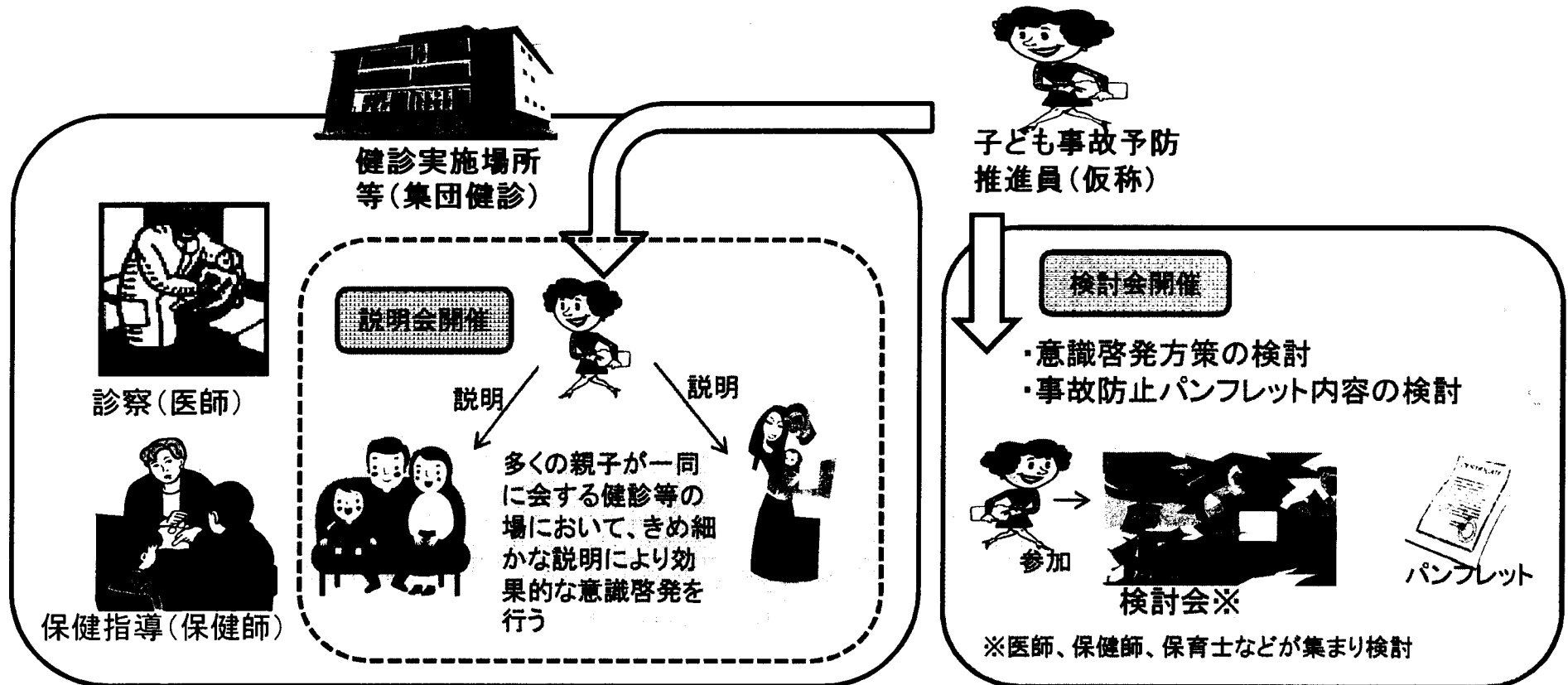
(事業内容)

- ① インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催
- ② ケース記録や進行管理台帳等の電子化  
など

## 子どもの事故予防強化事業（新規）イメージ

子ども(特に乳幼児)の事故(お風呂場で溺死する事故、階段等から転落事故など)の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

事故防止のためのパンフレット等を、両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、子ども事故予防推進員(仮称)が配布・説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行うとともに、必要に応じ、意識啓発方策やパンフレット内容を検討するため事故予防検討会を開催する。



## 評価に対する基準点数表（案） その1（一時預かり事業）

保育所型、 地域密着型		地域密着Ⅱ型	
	基準点数		基準点数
25人以上300人未満	2.6Pt(1か所あたり)	25人以上300人未満	2.4Pt(1か所あたり)
300人以上900人未満	7.9Pt(1か所あたり)	300人以上900人未満	7.1Pt(1か所あたり)
900人以上1500人未満	14.2Pt(1か所あたり)	900人以上1500人未満	12.8Pt(1か所あたり)
1500人以上2100人未満	20.5Pt(1か所あたり)	1500人以上2100人未満	18.4Pt(1か所あたり)
2100人以上2700人未満	26.8Pt(1か所あたり)	2100人以上2700人未満	24.1Pt(1か所あたり)
2700人以上3300人未満	33.1Pt(1か所あたり)	2700人以上3300人未満	29.8Pt(1か所あたり)
3300人以上3900人未満	39.4Pt(1か所あたり)	3300人以上3900人未満	35.4Pt(1か所あたり)
3900人以上	45.7Pt(1か所あたり)	3900人以上	41.1Pt(1か所あたり)

※ いずれも年間延べ利用児童数

※ いずれも年間延べ利用児童数

## 評価に対する基準点数表（案） その2（地域子育て支援拠点）

ひろば型	基準点数
基本分	【3～4日型】 17.8pt(機能拡充型23.9pt) 【5日型】 21.8pt(機能拡充型36.5pt) 【6～7日型】 25.8pt(機能拡充型39.0pt)
加算分(出張ひろば)	6.7pt
加算分(地域の子育て力を高める取組)	【1事業実施】 2.2pt    【2事業実施】 3.0pt 【3事業実施】 3.7pt    【4事業実施】 4.5pt

センター型	基準点数
基本分	【5日型】 37.0pt 【6～7日型】 39.6pt
経過措置分 (小規模型指定施設)	【基本分】 12.9pt 【加算分】 6.8pt ※保健相談等加算

基本分	8.4pt
加算分 (地域の子育て力を高める取組)	2.2pt

※ いずれも1か所あたりの基準点数

## (参考) 地域子育て支援拠点事業の概要

	ひろば型	センター型	
機能	常設のつどいの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体		市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託も可)	
基本事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li> <li>②子育て等に関する相談・援助の実施</li> <li>③地域の子育て関連情報の提供</li> <li>④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</li> </ul>		
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・機能拡充型(別単価) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動とひろばと一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施</p> <p>・出張ひろばの実施(加算) 常設のひろばを開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、出張ひろばを開設</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な取組の実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場所に定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施</p>	<p>①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施</p> <p>・地域支援活動の実施 ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応</p>	<p>①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日 1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

## 評価に対する基準点数表（案） その3（新規事業）

事業名	基準点数
子育て支援ネットワーク事業	13. 5pt(1市町村あたり)
子どもを守る地域ネットワークの機能強化 ・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	15. 0pt(1市町村あたり)
子どもの事故予防強化事業	<p>【基本分】3. 0pt(児童人口3000人未満) 5. 0pt(児童人口3000人以上1万人未満) 8. 0pt(児童人口1万人以上)</p> <p>【加算分】1. 0pt(事故予防検討会を開催した場合)</p>

## 評価に対する基準点数表（案） その4（児童ふれあい交流促進事業）

児童ふれあい交流促進事業については、その他創意工夫のある取組(児童人口配分)により実施。

# (参考) 次世代育成支援人材養成事業

## 【趣旨等】

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められること、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の法定化などを内容とした改正児童福祉法が成立したことに伴い、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保されたスタッフの養成研修を行う。



## 【事業内容】 次の1又は2のいずれかを実施する場合は3ポイント、いずれも実施する場合は6ポイントを配分

1 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

- (1) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義
- (2) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方
- (3) リスクマネジメント(虐待対応(つなぎ)など)

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修

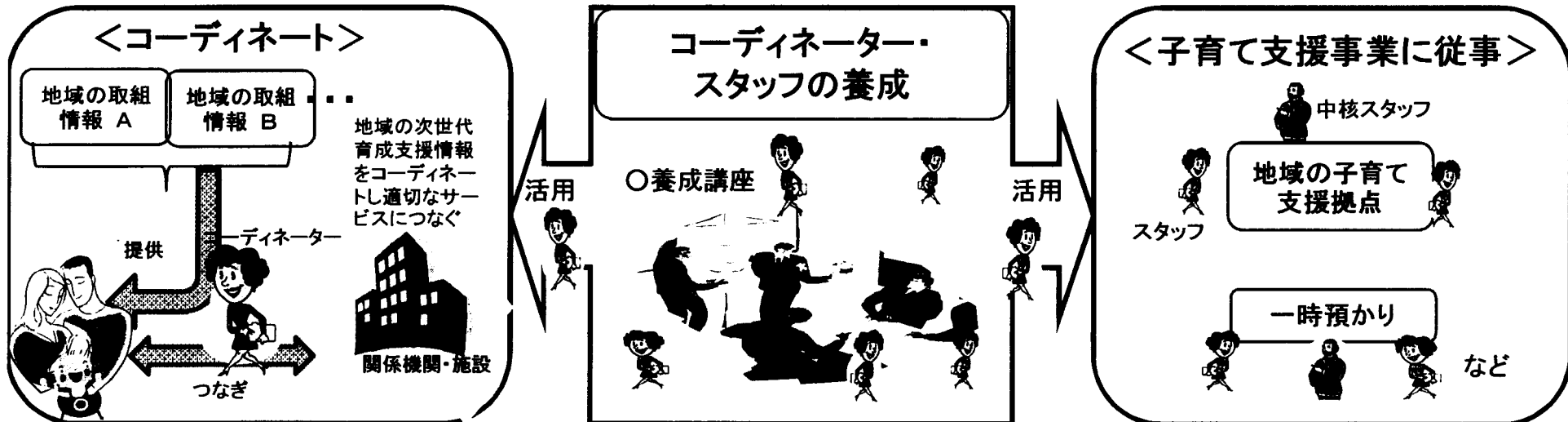
2 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

- (1) 地域における子育て支援の必要性への理解
- (2) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(事業例)

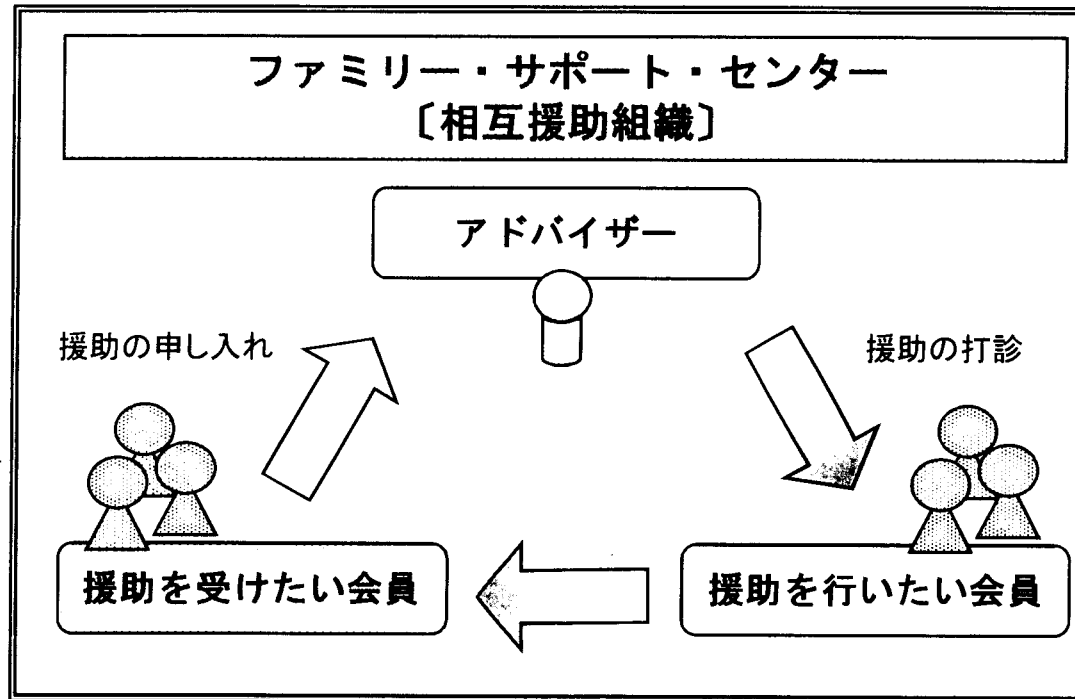
地域子育て支援拠点事業、一時預かり、などにおける中核的担い手を支えるスタッフ養成





## ファミリー・サポート・センター事業における 病児・病後児等預かり等の実施について

- 地域における病児・病後児の預かり等の対応を促進するため、平成21年度から、地域住民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業において、病児・病後児等の預かり事業を開始している（「病児・緊急対応強化事業」）。
- なお、平成17年度より実施していた「緊急サポートネットワーク事業」は廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児等の預かりへの移行を促進する（移行期間（平成21年度・22年度）においては、国において円滑な移行のための事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施。）



### 《平成21年度の実施状況》

- ファミリー・サポート・センター事業  
実施数 599市区町村
- 病児・病後児等預かり事業  
実施数 47市区町村

## 6. その他

### (1) 子育て応援特別手当（平成21年度版）の準備経費及び執行停止に伴う経費について

子育て応援特別手当（平成21年度版）については、執行停止に伴い、準備を進めていただいた地方公共団体には、大変ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、準備経費及び執行停止に伴う経費については、以下のとおり、適切に対応させていただくこととしています。

#### ① 子育て応援特別手当（平成21年度版）事務取扱交付金

市町村が行う子育て応援特別手当（平成21年度版）の支給の準備に伴う実施事務及び都道府県が行う連絡調整等に必要な経費を交付金の対象とする。

#### ② 子育て応援特別手当（平成21年度版）特別事務取扱交付金

子育て応援特別手当（平成21年度版）の執行停止に伴い、市町村及び都道府県において発生する違約金、撤去費、執行停止の広報・周知経費及び残務処理等に必要な経費を交付金の対象とする。

※詳細については、追って通知。

## (2) 児童の安全確認・安全確保の徹底について

### ◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

#### 48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

#### ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

#### 臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

#### 関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

## (3) 児童虐待防止のための親権制度研究会について

### 第1 親権制度の見直しの必要性

平成19年の児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、同法律施行(施行日平成20年4月1日)後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律附則

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 第2 検討

#### 1 検討課題

親権に係る制度のうち主に児童虐待防止に関連する事項を中心に見直しの検討を行った上で、法制審議会開催の可否(民法改正の可否)を検討する。

#### 2 検討の進め方

大村敦志東京大学教授を座長とし、学者、弁護士、法務省担当者、厚生労働省担当者、最高裁判所事務総局担当者等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」を開催する。

#### 3 スケジュール

平成21年6月 研究会を立ち上げて検討開始  
平成22年1月 研究会の成果の取りまとめ  
法制審議会への諮問の可否検討

「児童虐待防止法見直し勉強会」において議論された論点(親権に係る制度に関連すると思われるもの)

- ・ 児童虐待を行った保護者に対する指導等に関するもの
- ・ 面会又は通信の制限に関するもの
- ・ 接近禁止命令に関するもの
- ・ 行政権限の行使に対する司法の関与に関するもの
- ・ 親権の一時・一部停止に関するもの
- ・ 未成年後見制度の在り方等に関するもの

# 参 考 资 料



# 安心こども基金の概要

(参考資料 1)

安心こども基金 総額(国費) 2700億円

20年度第2次補正予算 1000億円  
21年度第1次補正予算 1500億円  
21年度第2次補正予算案 200億円

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円

基金創設(平成20年度~22年度)により、新待機児童ゼロ作戦(保育所等緊急整備事業(一部、補助率の引き上げ)等)の前倒し実施 → 15万人分の受入体制の整備

安心こども基金の拡充(平成21年度第1次補正予算)

1500億円

- ①保育サービス等の充実 ……雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 ……創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充 ……厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充 ……児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)

(運用改善)

○家庭的保育者養成の促進

家庭的保育者研修を地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、地域子育て創生事業(補助率:定額)の補助対象とする。

○ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

各都道府県において、自治体(都道府県・市)の事業を審査・採択する仕組みを導入する。

安心こども基金の拡充(平成21年度第2次補正予算案)

200億円

待機児童解消のため、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、認可保育所の分園等設置促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。

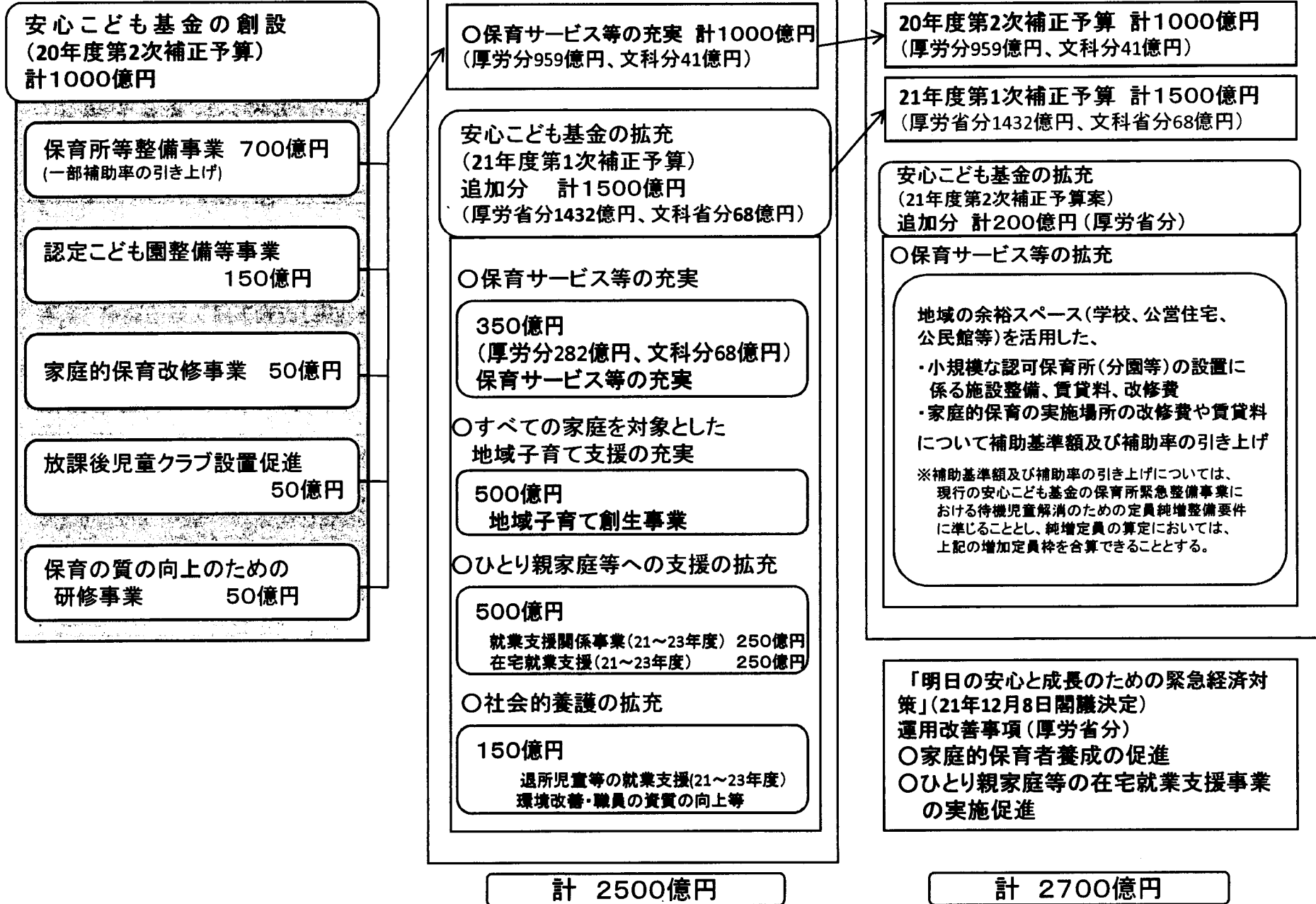
○小規模な認可保育所(分園等)の設置に係る施設整備、賃貸料、改修費

○家庭的保育の実施場所の改修費や賃貸料

について補助基準額及び補助率の引き上げ

※補助基準額及び補助率の引き上げについては、現行の安心こども基金の保育所緊急整備事業における待機児童解消のための定員純増整備要件に準じることとし、純増定員の算定においては、上記の増加定員枠を合算できることとする。

# 安心こども基金の事業の概要





## 経済対策(保育サービスの拡充)の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抜粋)

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

○ 待機児童解消への取組

地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。

### 保育所待機児童解消へのこれまでの取組

保育所待機児童解消に向けた取組をより一層推進するため、安心こども基金(H20年度2号補正1,000億円、H21年度1号補正1,500億円、計2,500億円)を設置し、保育所整備や家庭的保育実施場所の改修等を実施中。

### 保育サービスの拡充等女性の就労支援

安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

(参考)補助率の引き上げの内容

待機児童解消のための定員純増整備の条件に基づき補助率を適用する。

aの場合: 国1/2、市町村1/4、設置者1/4 → 国2/3、市町村1/12、設置者1/4

bの場合: 国1/2、市町村1/2 → 国2/3、市町村1/3

また、純増定員の算定においては、今回の取組による定員(受け入れ)枠も含めて合算できることとする。

なお、上記の措置に伴い、従来の安心こども基金における「小学校内等の教材等の保管場所として使用されている空き教室等を保育所分園として使用するための改修等の補助」は廃止する。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(家庭的保育者養成の推進(安心こども基金の運用改善))

平成20年度第2次補正予算

保護者や地域の実情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業を推進するため、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

安心こども基金「家庭的保育者研修事業(補助率1/2)」



今回の措置

上記に加え、家庭的保育者研修を地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、安心こども基金の「地域子育て創生事業(補助率:定額)」の補助対象とし、自治体の負担軽減を図り、家庭的保育者のさらなる養成を図る。



# 平成22年度保育所運営費国庫負担金における 保育所徴収金基準額表(案)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

保育対策等促進事業費補助金 延長保育促進事業  
平成22年度基準額 (案)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保 育 対 策 等 促 進 事 業	<p>1 延長保育促進事業</p> <p>(1) 延長保育推進事業 (基本分) 1 か所当たり年額 4,600,000円</p> <p>(2) 延長保育事業 (加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 事業当たり年額 300,000円 (延長時間30分)</p> <p>1,400,000円 (延長時間1時間)</p> <p>2,200,000円 (延長時間2～3時間)</p> <p>4,600,000円 (延長時間4～5時間)</p> <p>5,400,000円 (延長時間6時間以上)</p> <p>(ただし、(1) 及び (2) とともに事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1か所(事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする)</p>	延長保育促進事業に必要な経費	1 / 3

# 地方分権改革(保育所の基準関係)について

(参考資料 4)

## ○ 第3次勧告(平成21年10月7日)の内容

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。

(条例委任する場合、国の基準については、原則「参酌すべき基準」とされ、例外的に、「標準」又は「従うべき基準」とすることも可。)

注) 「従うべき基準」：条例は、基準に従わなければならない

「標準」：条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり

「参酌すべき基準」：基本的には地方自治体の判断で定められる

## ○ 地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市)に委任する。
- ・ 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。
- ・ ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

<「従うべき基準」と整理したもの>

- 保育士の配置基準
- 居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡)  
(※ただし、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」)
- 保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理) など

<「参酌すべき基準」と整理したもの>

- 屋外遊戯場の設置、必要な用具の備え付け、耐火上の基準、保育時間、保護者との密接な連絡 など

→ 法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成22年通常国会に提出することを基本とする。

## 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(母子家庭等の在宅就業支援)の概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)(抜粋)

(5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

○母子家庭等の在宅就業支援

・仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する。

### 平成21年度第1次補正予算

ひとり親家庭等が仕事と家庭の両立を図りやすい働き方としての在宅就業の推進を図るため、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」において、在宅就業の拡大に向けた環境整備を積極的に行う自治体(都道府県・市)に対して、国による審査・採択の上、助成を行う。

### 今回の措置

○都道府県審査分事業の実施(安心こども基金の運用改善)

各都道府県において自治体(都道府県・市)の事業を審査・採択する仕組みを創設し、より多くの自治体の参加を促進することにより、ひとり親家庭等の在宅就業の推進をさらに図る。

# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実施イメージについて

対象者 : ひとり親【必須】 ただし、寡婦、障害者、高齢者を対象に追加することは可(その場合も、ひとり親を主な対象とする。)

## ITを用いた在宅就業の実践

(1) から (3) について一体的に取り組むものであること(委託実施可。複数自治体が連携して取り組むことも可。)  
平成 24 年度以降も事業又は在宅就業としての就業の継続が一定程度見込まれること。

### (1) 業務の開拓

#### ① 望まれる業務の内容

- ・子育てとの両立ができるだけの時間の自由度があること。
- ・原則として、以下のいずれかに該当するものであること
  - 業務 A 無理なダブルワーク、トリプルワークの解消につながるレベルの収入(月6万円程度)が得られる在宅業務。
  - 業務 B 子どもが小さいため等によりパートが増やせない人が、生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの追加収入(月3万円程度)が得られる在宅業務。

#### ② 発注者の掘り起こし・官公需の切り出し

- ・既存の就業者を圧迫しないように、新規の業務開拓(民需、官公需)を行うこと。
- ・民需に関し、安定した業務発注のために事業者を組織化、あるいは、既に組織化された事業者集団と提携することも可能。
- ・行政の仕事のアウトソーシングに際しては、地方自治法施行令第167条の2の活用も可能。

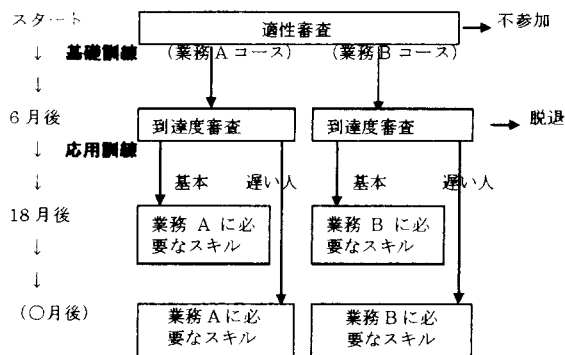
#### ③ 発注者の技術支援

- ・発注者が在宅就業業務を生み出す支援も可能。

### (2) 参加者の能力開発

#### ① 参加者の計画・能力に応じたプログラム

(1) の業務内容を踏まえたプログラムであること。



※ 基金財源の訓練手当は最大18月まで。  
基金財源の訓練実施は24年3月まで。  
24年4月以降実施する場合は自治体で実施(ただし、プログラムは基金財源で開発したものが使用可能)

#### ② 研修の方法・内容

eラーニングなど在宅研修と集合研修を効果的に組み合わせること。  
各段階で到達度等の審査をおこなうこと。  
内容は、パソコン操作、情報セキュリティ、ビジネスマナー、契約・税務処理など。

#### ③ 訓練手当

訓練手当の期間、金額の上限は以下によるものであること。

##### 業務Aコース

**基礎訓練期間** 1~6月 月5万円(1日3時間の訓練)

**応用訓練期間** 7~18月 月2.5万円(週に1日午前午後の訓練)

##### 業務Bコース

**基礎訓練期間** 1~6月 月3万円(1日2時間の訓練)

**応用訓練期間** 7~18月 月1.5万円(2週に1日午前午後の訓練)

応用訓練期間は、在宅就業に従事し、就業収入を得ながら能力開発を実施する。

### (3) 業務処理(受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払い等)の円滑な遂行を確保する仕組み

(1) の業務の内容・発注者、仲介機関等の実情など地域の状況に応じたバリエーションが可能。

#### ① 契約関係に着目すると、仲介機関には、大きく2つの形態あり。

- a型 仲介機関が発注者から業務を請け負い、在宅就業者に再発注。とりまとめて発注者に納品。
- b型 仲介機関は在宅就業者と発注者間を仲介(あっせん)するのみ。  
また、仲介機関がなく、就業者確保すべてを発注者が行う形態も考えられる。

#### ② 実務に着目すると、個々の就業者へ分配可能な形への加工、成果物の品質確保・検収、データのセキュリティー等について、仲介機関が担う形態や、発注者が担う形態が考えられる。

#### ③ これまでの実例から、在宅就業者を子育て面や精神面も含めて支援する仕組みの工夫が必要。

## ITを用いない他の種類の在宅就業の実践

- ・従来型の内職に代わる新しい在宅就業形態であること
- ・新規の業務開拓を伴うこと
- ・訓練プログラムを備え、優良な就業機会につながるスキルアップが可能なこと
- ・業務の品質管理・相談支援の仕組みを有すること
- ・平成 24 年度以降も事業又は在宅就業としての就業の継続が一定程度見込まれること

### 付帯事業

本体事業(在宅就業の推進)との関係で本体事業費のおおむね3分の1の範囲で、以下の事業を行うことは可。

- ① 本体事業の参加者(就業・生活)との関係で付加価値を高める事業
- ② 本体事業のインフラを有効利用する事業

## 在宅就業の拡大を図る本事業の社会的意義

### これからの社会のセーフティーネット

- 母子家庭の母については、就業経験が少なかったり、結婚・出産により就業を中断していたことなどにより、就職・再就職に困難を伴うことが多く、就業してもパートなどの不安定な雇用条件にあることが多い。特に最近の厳しい雇用情勢の中、能力開発をはじめとする就業支援の一層の拡充が求められている。
- 家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である「在宅就業」は、家事や子育ての負担を一人で負うことになる母子家庭の母にとっての良質な就業形態として、その確立が期待される。さらに、「在宅就業」は、高齢者や障害者にとっても、生活を向上させる大きな効果が見込まれる。
- 「生活」と「働くこと」に一生懸命な人々を応援するセーフティーネットとして、「在宅就業」の拡大は、普遍的な意義を有する。



## 活力ある社会への貢献

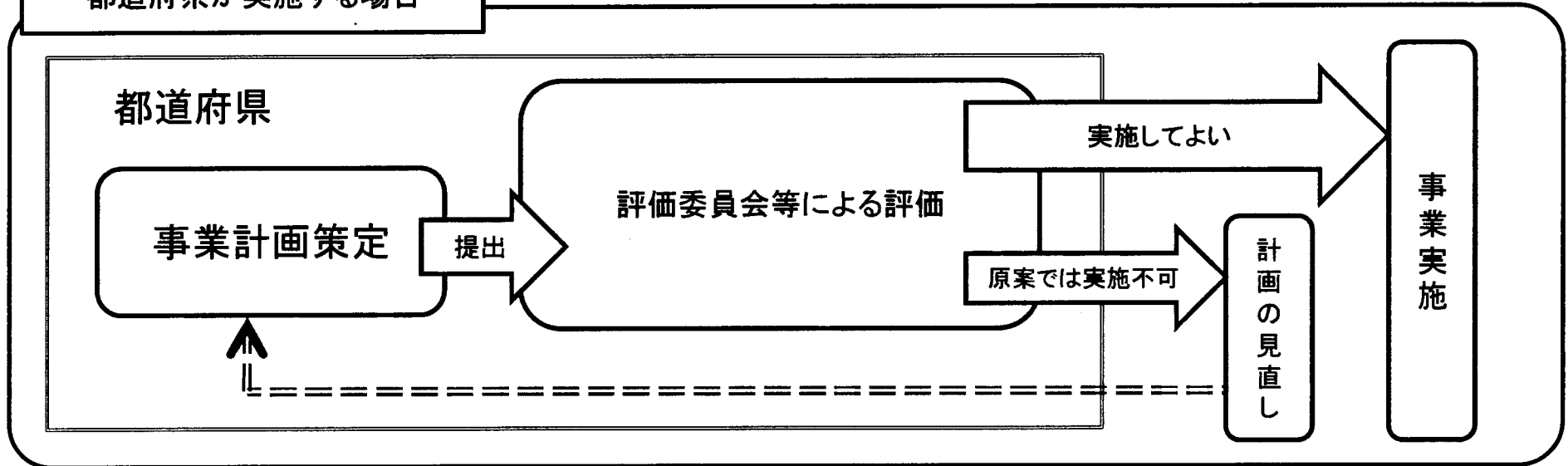
- 少子化が進行する中で、我が国の人的資源をフルに活用し、また、ひとりひとりの能力開発を進めることは、重要な課題である。
- 在宅就業者グループによる起業の例も多く、あるいは、業務の性格上ITの活用と密接な関係のある「在宅就業」は、経済への貢献という点でも、大きな可能性がある。また、通勤の軽減による環境負荷の軽減など、期待は大きい。

## 地域づくり・地域再生への貢献

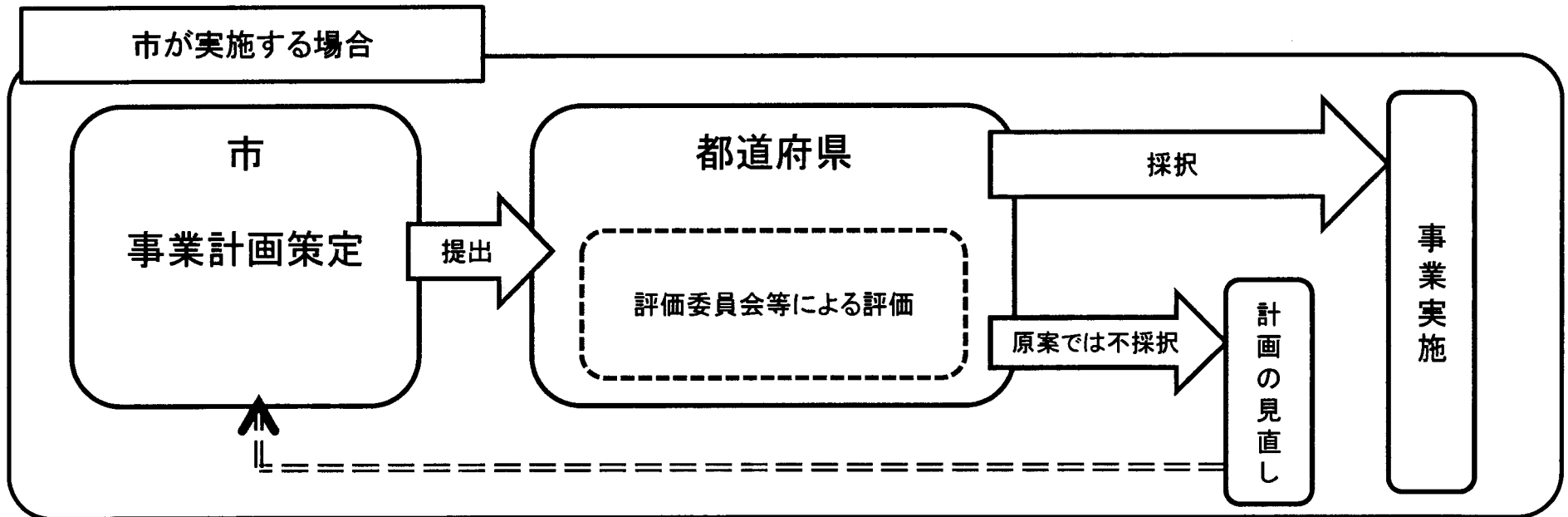
- 「在宅就業」は、「地域での生活」と「働くこと」の距離を縮める効果があり、地域住民ひとりひとりのつながりを深める。
- また、「在宅就業」は、就業者が家にこもることを意味しない。地域にワークステーションを設ければ、その周りには地域への新しい参加者が集うことになる。
- 「在宅就業」は、地域づくり・地域再生の観点からも、様々な可能性を有している。

# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(都道府県審査分)

都道府県が実施する場合



市が実施する場合



## 平成22年度 児童虐待防止対策支援事業実施要綱一部改正新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号）」の別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、<u>家族の再統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化が求められている。</u> 児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容 <u>次の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）</u></p> <p>① <u>カウンセリング促進事業</u> ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、<u>子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施するものである。</u> なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p>	<p>「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号）」の別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、<u>家族の再統合を目指した積極的な指導が求められている。</u></p> <p>児童虐待を行う保護者は、<u>自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。</p> <p>なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。 <u>さらに、家族療法事業を実施する場合には、下記②に加え、③の条件を付加すること。</u></p> <p>② 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p>

改正案	現行
<p>(7) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。</p> <p>(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。</p> <p>(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法の決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。</p> <p>② 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ <u>子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。</u></p> <p>ウ <u>事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</u></p> <p>エ <u>（削除）</u></p> <p>エ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</p> <p>③ <u>ファミリーグループカンファレンス事業</u></p> <p>ア <u>本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。</u></p> <p>イ <u>本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とする。</u></p> <p>ウ <u>話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議</u></p>	<p>ア 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。</p> <p>イ 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。</p> <p>ウ 援助方針会議で保護者に対する心理療法の決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。</p> <p>③ 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ 児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、<u>子ども及び保護者の治療計画（プログラム）を作成し実施すること。</u></p> <p>ウ <u>実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</u></p> <p>エ <u>当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」（3）に記載の任用資格が必要であること。</u></p> <p>オ <u>事業終了後は、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</u></p> <p>【新規】</p>

改正案	現行
<p>を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業</p> <p>ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的とする。</p> <p>イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(7) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族</p> <p>(4) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>個々のケースに応じて次のような事業を実施</p> <p>(7) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練</p> <p>(4) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議</p> <p>(7) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り</p> <p>(2) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>エ その他</p> <p>宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせることも差し支えない。</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。</p> <p>3 医療的機能強化事業 (略)</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (略)</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)</p>	<p>【新規】</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>3 医療的機能強化事業 (略)</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (略)</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)</p>

改正案	現行
<p>6 専門性強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容  <u>次のいずれかの事業を実施すること。</u>  ① 専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣  ② ～③ (略)  (3) ～ (4) (略)</p> <p>7 一時保護機能強化事業 (略)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容  ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略)  ② 民間団体との連携  ア 民間団体活動推進事業  都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。  イ 民間団体育成事業  <u>都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等を実施する。</u></p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会) (略)</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 (略)</p> <p>12 保護者指導支援事業  (1) 趣旨 (略)  (2) 事業内容</p>	<p>6 専門性強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容  ① 専門家養成のための実践的な研修  ②～③ (略)  (3) ～ (4) (略)</p> <p>7 一時保護機能強化事業 (略)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容  ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略)  ② 民間団体との連携</p> <p>都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。</p> <p><b>【新規】</b></p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会) (略)</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 (略)</p> <p>12 保護者指導支援事業  (1) 趣旨 (略)  (2) 事業内容</p>

改正案	現行
<p>①～② (略)</p> <p>③ 実施要件 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。</u></p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 実施要件 ア～ウ (略)</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>

# 障害児施設の入所における措置と契約について (参考資料10)

## 現 状

- 障害児施設への入所は、「障害児施設給付費等の支給について」(平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合には契約によることとされている。

- (措置の場合)
- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
  - ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
  - ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

## 課 題

- 措置と契約の判断について、都道府県によって差が生じている。  
(例えば、障害児入所施設における措置率は名古屋市、三重県、大阪市、愛知県は40%台、仙台市、長野県、鹿児島県は2%台となっている)
- こうした差が生じている背景には、保護者の虐待等、措置によるべき場合でも契約とされた事例があるとの指摘もある。

## 社会保障審議会障害者部会報告(平成20年12月16日)

- 措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである。



## 障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

(平成21年11月17日障障発1117第1号 障害福祉課長通知)

### (虐待の取扱い)

- ・虐待のおそれがある場合も虐待に含めて柔軟に対応
- ・保護者に契約の意志があっても措置で対応
- ・きょうだいが措置されている場合でも個々の児童ごとに虐待状況を把握

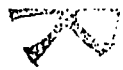
### (滞納の取扱い)

- ・滞納をしていることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況を勘案し判断  
ただし、必要な手続きを行った上で契約解除された場合において、引き続き入所させる必要がある場合は措置とする
- ・措置によらなければ受け入れないなど事業者の意向ではなく、児童の状態により判断

### (その他)

- ・民法上、対象児童の保護者以外の者と契約することはできないため、保護者が契約できない場合は措置

本通知を踏まえ、現在、障害児施設に入所している児童も含めて適切な判断を



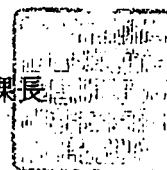
障障発 1 1 1 7 第 1 号

平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長



障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

障害児施設の入所に係る契約及び措置の判断については、「障害児施設給付費等の支給について」（平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示してきたところであるが、その判断については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市により差が生じているとの指摘があることから、全国的に適切な判断が行われるよう別紙のとおりその運用の考え方を示すので、現在障害児施設に入所している児童も含めて、適切な運用に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

(別紙)

## 障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

### 1. 趣旨

障害児施設への入所に関しては、平成 17 年の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正により、保護者と事業者との契約による「契約制度」が導入されたところである。

これにより、障害児施設への入所に関し、契約により行うか、措置により行うかに関する判断については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)が、個別に行うこととなった。

このため、障害児施設に係る契約及び措置に関する判断について適切に行うことができるよう、「障害児施設給付費等の支給決定について」(平成 19 年 3 月 22 日付障発第 0322005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、契約及び措置に関する判断基準を地方公共団体に対して示したところである。

しかし、障害児施設の入所に係る契約及び措置に関する判断については、都道府県等により、ばらつきが生じているとの指摘があり、「社会保障審議会障害者部会報告(平成 20 年 12 月 16 日)」等においても、「その判断について都道府県(指定都市、児童相談所設置市を含む)によって差が生じている状況があり、このため、措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである」等の指摘がされたところである。

本通知は、例えば、虐待のおそれのある場合も虐待等として柔軟に対応するなど、各自治体において、障害児に対する虐待等についてより適切に対応できるようにすることなどを目的として、契約及び措置に関する判断につき、不適切に運用されていると思われる事例などを踏まえつつ、その判断のあり方について再度整理するとともに、都道府県等において適切に行われるよう、必要な技術的助言を行うものである。

#### < 参照 >

「障害児施設給付費等の支給決定について」(抄)

(平成 19 年 3 月 22 日付障発第 0322005 号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

#### 第三 障害児に係る支給決定の方法

##### 1 障害児に係る支給決定に係る留意事項

(前略)

なお、次のいずれかに該当する場合であつて、児童福祉法第27条第1項第3号に係る措置が適当であると児童相談所が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく施設利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。

- ① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
- ② 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合  
(なお、「等」の解釈として、
  - ・親が養育を拒否(親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合を想定)している場合
  - ・親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
  - ・家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育を考慮し決定すべきである。)

## 2 障害児施設の入所に係る契約及び措置の具体的な運用について

障害児施設の入所に係る契約及び措置に関する判断については、下記を参考の上、個々の児童の状況を勘案して行うこと。

- (1) 「保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合」について判断する際には、以下の点に留意すること。
  - ① 児童虐待の早期発見・早期対応の観点から、明らかに虐待が確認される場合のほか、虐待が疑われる場合や、放置すると虐待につながるおそれがある場合など「虐待のおそれがある場合」も虐待等に含めて、柔軟に対応すること。
  - ② 虐待等が見受けられる場合において、保護者に利用契約の意思があり、契約することが可能であっても、子どもの健全な育ちを確保するため、措置とすること。
  - ③ 虐待等により児童を措置した場合において、当該児童のきょうだいに付き、当該児童が措置により入所していることのみを理由に措置とするのではなく、個々の児童ごとに、虐待等の状況などを把握した上で、措置にするかどうかの判断を行うこと。
- (2) 保護者が利用料を滞納または未納している場合には、以下の点に留意すること。

# 子ども手当について

平成 22 年 1 月 18 日(月)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
育成環境課 児童手当管理室

## 子ども手当について

○ 内容については、今後の検討によって、変更がありうるものです。

### 目次

資料 1	子ども手当の創設について	1
資料 2	子ども手当の創設（平成 22 年度予算案）	3
資料 3	子ども手当関係歳入歳出予算の科目について（イメージ）	5
資料 4	子ども手当交付金の算定について	6
資料 5	子ども手当に係る費用負担について	7
資料 6	子ども手当市町村事務取扱交付金等について	8
資料 7	子ども手当の円滑な実施（システム経費）	9
資料 8	子ども手当の支給に係る事務処理について	11
資料 9	子ども手当に係るスケジュール例（イメージ）	14
資料 10	子ども手当に係る Q&A (Vol. 1)	16

# 子ども手当の創設について

子ども手当については、「平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて」（平成21年12月23日4大臣合意）に基づき、平成22年度政府予算案に所要額を計上しており、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出することとしている。

## 1. 概要

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額13,000円を支給する。

- ・所得制限は設けない。
- ・支給事務の主体は市区町村（公務員については所属庁）。
- ・支払月は6月、10月、2月。
- ・子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。（公務員については、全額を所属庁から支給）

※児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資として実施。

※子ども手当を市町村に寄附できる仕組みを検討中。

## 2. 平成22年度予算案

＜給付費＞：2兆2,554億円(10か月分)(国庫負担金：1兆4556億円)

＜事務費＞：166億円

※子ども手当の実施にあたって地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。

※子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費(123億円)を平成21年度第二次補正予算案に計上。

## 3. 法案

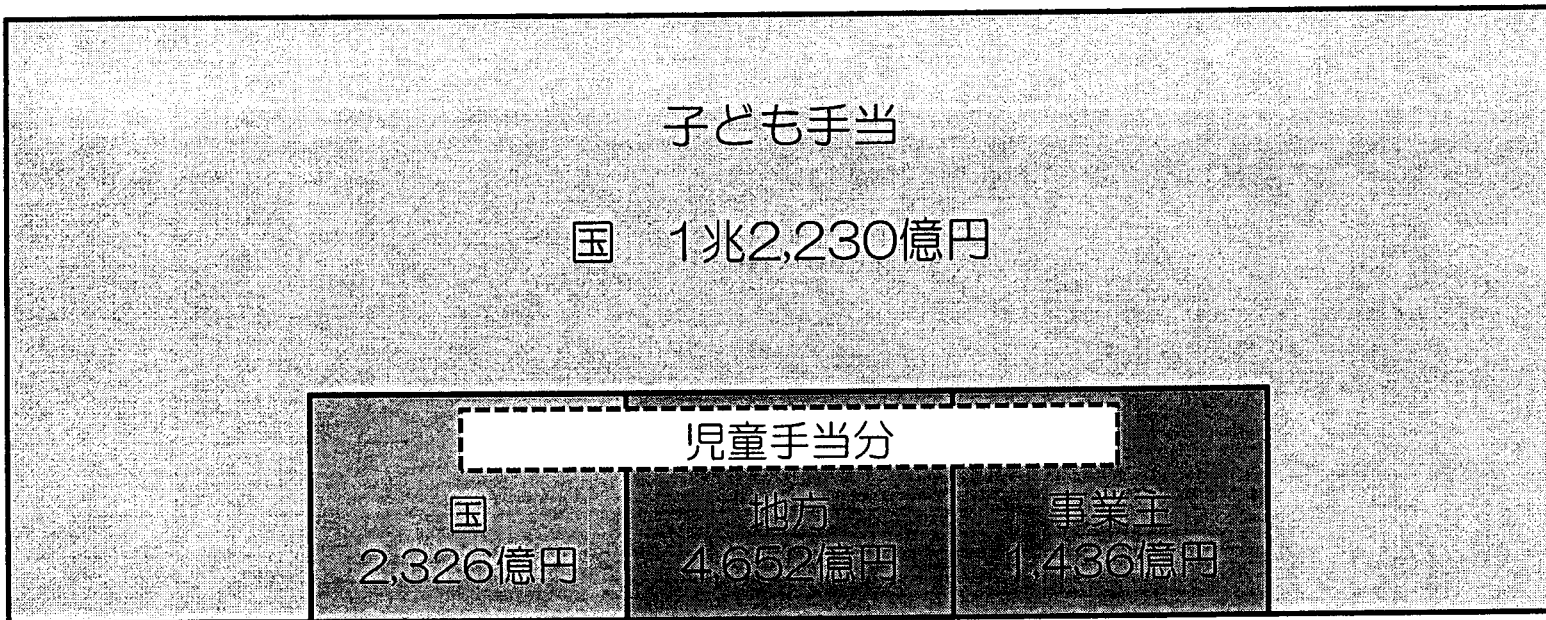
平成22年度分の子ども手当の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出予定(施行日は平成22年4月1日)。

※平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出。



# 子ども手当の創設（平成22年度予算案）

- 子ども手当の創設（国庫負担金） 1兆4,722億円  
〔 うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）  
事務費：166億円（市町村分164億円） 〕



- ※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。  
（国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円）
- ※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。
- ※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算案に前倒し計上。

## 年金特別会計児童手当勘定の主な歳出 (平成22年度予算案)

(単位:百万円)

事 項	平成22年度 予算案	備 考
子ども手当交付金	1,599,209	・10か月分 ・支給対象児童1,588万人(公務員除く。)
児童手当交付金	70,675	・2か月分
児童育成事業費	76,409	
子ども手当事務取扱交付金(市町村分)	16,448	経常経費9,761、初度経費6,687
子ども手当調整事務費補助金(都道府県分)	39	初度経費39
		※子ども手当事務取扱交付金及び子ども手当調整事務費補助金については、子ども手当の創設及び支給対象者の増分に係る支給に要する事務費(児童手当分を除く)が対象。

## 子ども手当関係歳入歳出予算の科目について（イメージ）

## ○市町村における子ども手当歳入歳出予算科目例

	事 項	款	項	目	節	説 明	
歳 入	子ども手当 〔 国庫支出金分 〕	国庫支出金	国庫負担金	民生費国庫負担金	子ども手当国庫負担金		
	子ども手当 〔 都道府県負担金分 〕	都（道府県）支出金	都（道府県）負担金	民生費都（道府県）負担金	子ども手当都（道府県）負担金		
	子ども手当事務費交付金 〔 国庫支出金分 〕	国庫支出金	委 託 金	民生費委託金	児童福祉費委託金		
歳 出	子ども手当 （ 職員分 ）	〔 それぞれの費目に計上 〕	（ 同 左 ）	（ 同 左 ）	職員手当等	子ども手当	
	子ども手当 〔 市町村受給者分 〕		民 生 費	児 童 福 祉 費	児 童 措 置 費	扶 助 費	子ども手当費
	子ども手当事務の執行に要する経費		民 生 費	児 童 福 祉 費	児童福祉総務費	〔 歳出予算に係る節の区分によること 〕	子ども手当事務費

## ○都道府県における子ども手当歳出予算科目例

	事 項	款	項	目	節	説 明
歳 出	子ども手当 （ 職員分 ）	〔 それぞれの費目に計上 〕	（ 同 左 ）	（ 同 左 ）	職員手当等	子ども手当
	子ども手当 〔 市町村に対する負担分 〕		民 生 費	児 童 福 祉 費	児 童 措 置 費	負担金、補助及び交付金

※ 現在、関係部局と調整中のため、変更がありうる。

## 子ども手当交付金の算定について（検討中）

市町村における子ども手当（1万3千円）の給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合を計算すると下表のとおりであり、国庫負担金（子ども手当交付金）は、次により算定することを予定。

国庫負担金（子ども手当交付金）＝各々の支払対象児童数×月額（1万3千円）×支払月数（10か月）×費用負担の割合

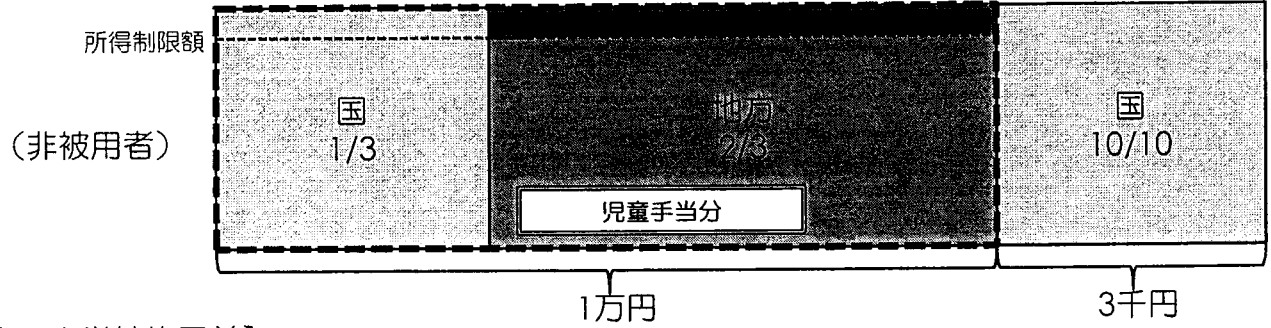
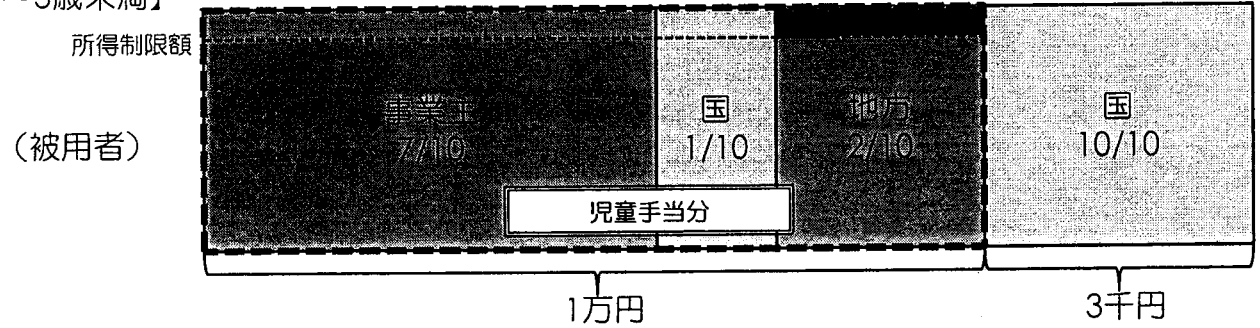
支給対象児童		国	都道府県	市町村
0歳～3歳未満	被用者	11/13	1/13	1/13
	非被用者	19/39	10/39	10/39
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	29/39	5/39	5/39
	第3子以降	19/39	10/39	10/39
中学生		10/10	-	-

※上記の負担割合は、子ども手当の額（1万3千円）に占める負担割合を示したものであり、国の負担割合には、児童手当分とそれ以外の子ども手当分の負担が含まれる。

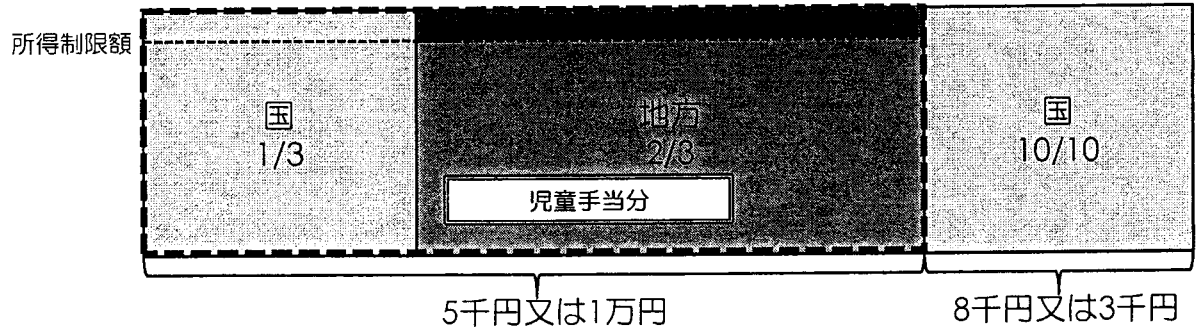
※所得制限の撤廃に伴い、特例給付の対象者及び所得制限超の者については、児童手当（小学校修了前特例給付）と同様の費用負担の割合を適用することを予定。

平成22年度における子ども手当に係る費用負担について（予定）

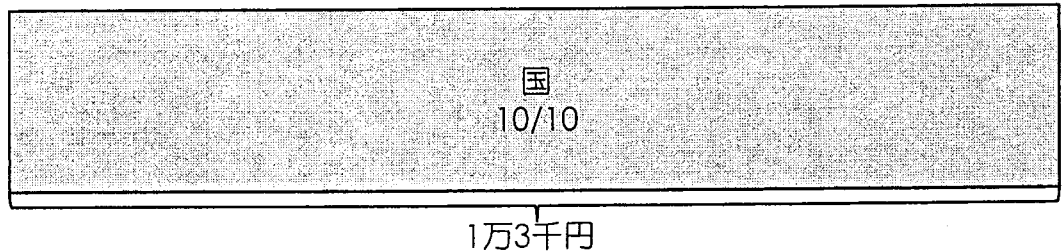
【0歳～3歳未満】



【3歳～小学校修了前】



【中学生】



所得制限を設けないため、特例給付や所得制限超に係る者については、児童手当（又は小学校修了前特例給付）の費用負担割合を適用。

これに伴う地方負担の増（左記の ■ 部分）については、地方公共団体の実質的な負担とならないよう、別途、新たに地方特例交付金により措置。

（地方特例交付金については、上記のほか、地方公務員分の増分等を含め、2,337億円。）

## 子ども手当市町村事務取扱交付金等について（検討中）

### 1. 子ども手当市町村事務取扱交付金（市町村分）の交付の考え方（案）

#### (1) 経常経費分（22年度予算案 9,761 百万円）

- ・子ども手当による受給者の増分に係る経常経費

交付申請額＝基準単価 2,989 円（案）×（平成 22 年度子ども手当受給者見込数－平成 21 年度児童手当受給者見込数）

<経常経費の対象経費（案）>

対象経費の費目	費目の内容
（人件費） 給料 職員手当等	一般職給 扶養手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、調整手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、その他条例に基づく手当、子ども手当
共済費	地方公務員共済組合に対する負担金、地方公務員災害補償基金に対する負担金、退職手当組合負担金
災害補償費 （物件費） 賃金 旅費 需用費 役務費 委託費 備品購入費	賃金職員に対し支払う賃金、賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金  会議費、消耗品費、印刷製本費等 通信運搬費、広告料等 事務の委託（電子計算機使用料）に必要な費用 庁用器具費

※児童手当分に係る経費を除く

#### (2) 初度経費分（22年度予算案 6,687 百万円）

- ・子ども手当の創設に伴い必要となる広報や印刷等の初度経費で、市町村が必要と認める額

※交付申請に基づき、予算の範囲内で交付

<初度経費の対象経費（案）>

対象経費の費目	費目の内容
時間外勤務手当 賃金 旅費 需用費 役務費 備品購入費	時間外勤務手当 賃金職員に対し支払う賃金、賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金  会議費、消耗品費、印刷製本費等 通信運搬費、広告料等 庁用器具費

### 2. 子ども手当都道府県事務費補助金（都道府県分）の交付の考え方（案）

（22年度予算案 39 百万円）

子ども手当制度の創設に伴い必要となる広報や会議等の初度経費で、都道府県が必要と認める額（対象経費については市町村分の初度経費と同様）

※交付申請額に基づき、予算の範囲内で交付

\*詳細については、別途通知予定。

## 子ども手当の円滑な実施(システム経費)

平成21年度第二次補正予算案

○予算額 123億円

## ○概要

子ども手当の円滑な実施を図るため、その準備のための市町村（特別区を含む）における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

〔補助対象〕 市町村（特別区を含む）

〔補助額〕 原則人口規模に応じて補助

子ども手当の円滑な実施（システム経費）  
（平成21年度第二次補正予算案）

補助基準額\* = 基礎額 + 上乗せ額

・基礎額（300万円）

・上乗せ額（平成22年1月1日現在人口を基準）

人口に応じて計算		単価
	5万人未満	65円
5万人以上	10万人未満	60円
10万人以上	20万人未満	50円
20万人以上	50万人未満	40円
50万人以上	100万人未満	35円
100万人以上		30円

\*補助基準額は、7,000万円を上限とする。

《具体的な計算例》

○ A市(人口:150,000人)の場合

(基礎額)

(上乗せ額(人口比例))

300万円 + 875万円 = 1,175万円

(5万人未満の人数分)

49,999人×65円=325.0万円

(5万人～10万人未満の人数分)

50,000人×60円=300.0万円

(10万人～20万人未満の人数分)

50,001人×50円=250.0万円

※千円未満の端数は切り捨て

(注) 現時点での考え方を示したものである。



## 子ども手当の支給に係る事務処理について（検討中）

## 1. 子ども手当の支給事務

## (1) 支給要件

子ども手当における「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とし、父母等への支給要件については、児童手当と同様にすることを検討中。

## (2) 手当額

平成22年度分の子ども手当の額は、子ども一人につき月額1万3千円とする予定。

※法案は、平成22年度の単年度法であり、平成22年度の子ども手当の支給を規定することを検討中。

## (3) 認定、支給及び支払い

○ 子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、住所地の市区町村長に請求を行い、認定を受けるものとし、市区町村長は、認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する予定。

※公務員については所属庁から支給する予定。

○ 子ども手当は、平成22年6月（4月～5月分）、10月（6月～9月分）、平成23年2月（10月～1月分）及び平成23年6月（2月～3月分）に、それぞれの前月までの分を支払うことを検討中（定期払い）。

ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする予定（随時払い）。

※子ども手当と児童手当の両者を別々に支給するのではなく、子ども手当として一括して支給することにより、子ども手当と児童手当の二重の支給事務の必要をなくすことを検討中。

#### (4) 経過措置

##### ① 申請免除についての検討中の内容

- 施行日の前日において児童手当受給者であって、施行日に子ども手当の支給要件に該当する者については、子ども手当に係る認定請求があったものとみなすこととし、新たに認定請求を行う必要はなくす。また、この者に係る子ども手当は、4月分から支給する。

ただし、次に掲げる者については、申請免除の経過措置に該当しないこととしているため、認定請求を行う必要がある。

- ・ 児童手当法第10条の規定により、児童手当の全部または一部が支給停止となっている者
- ・ 児童手当法第11条の規定により、児童手当の支払を一時差し止められている者
- ・ その他

##### ② 申請猶予期間についての検討中の内容

###### ○ 新規認定請求

- ・ 施行日において子ども手当の支給要件に該当する者であって、申請猶予期間（平成22年9月30日まで。以下、同じ）中に認定請求があった場合は、4月分から支給する。
- ・ 施行日以後において中学生の子どもを養育するなど子ども手当の支給要件に該当することとなった者であって、申請猶予期間中に認定請求があった場合は、該当の日の属する月の翌月分から支給する。

###### ○ 額改定認定請求

- ・ 施行日において中学生の子どもを養育していることにより、子ども手当の額が増額する者であって、申請猶予期間中に認定請求があった場合は、4月分から改定する。
- ・ 施行日以後において中学生の子どもを養育することとなり、子ども手当の額が増額する者であって、申請猶予期間中に認定請求があった場合は、養育することとなった日の属する月の翌月分から改定する。

## 2. 各種様式について

- 子ども手当に係る各種様式については、厚生労働省令等において定めるが、現在使用している児童手当の認定請求書等の各種様式については、適宜、修正の上、使用して差し支えないこととすることを検討中。

## 3. 子ども手当交付金の交付申請について

- 子ども手当交付金については、基本的に、児童手当交付金と同様の手順により、交付申請等の事務を行うことを予定している。また、受給資格者の被用者・非被用者の別や子どもの年齢等によって、子ども手当交付金の負担割合が異なることから、児童手当と同様にシステム上の児童数によって、機械的に子ども手当交付金を算出する方法を検討中。
- 子ども手当事務取扱交付金の事務処理については、児童手当事務取扱交付金（平成15年度まで）に準じた取扱いとすることを検討中。

## 4. 広報等について

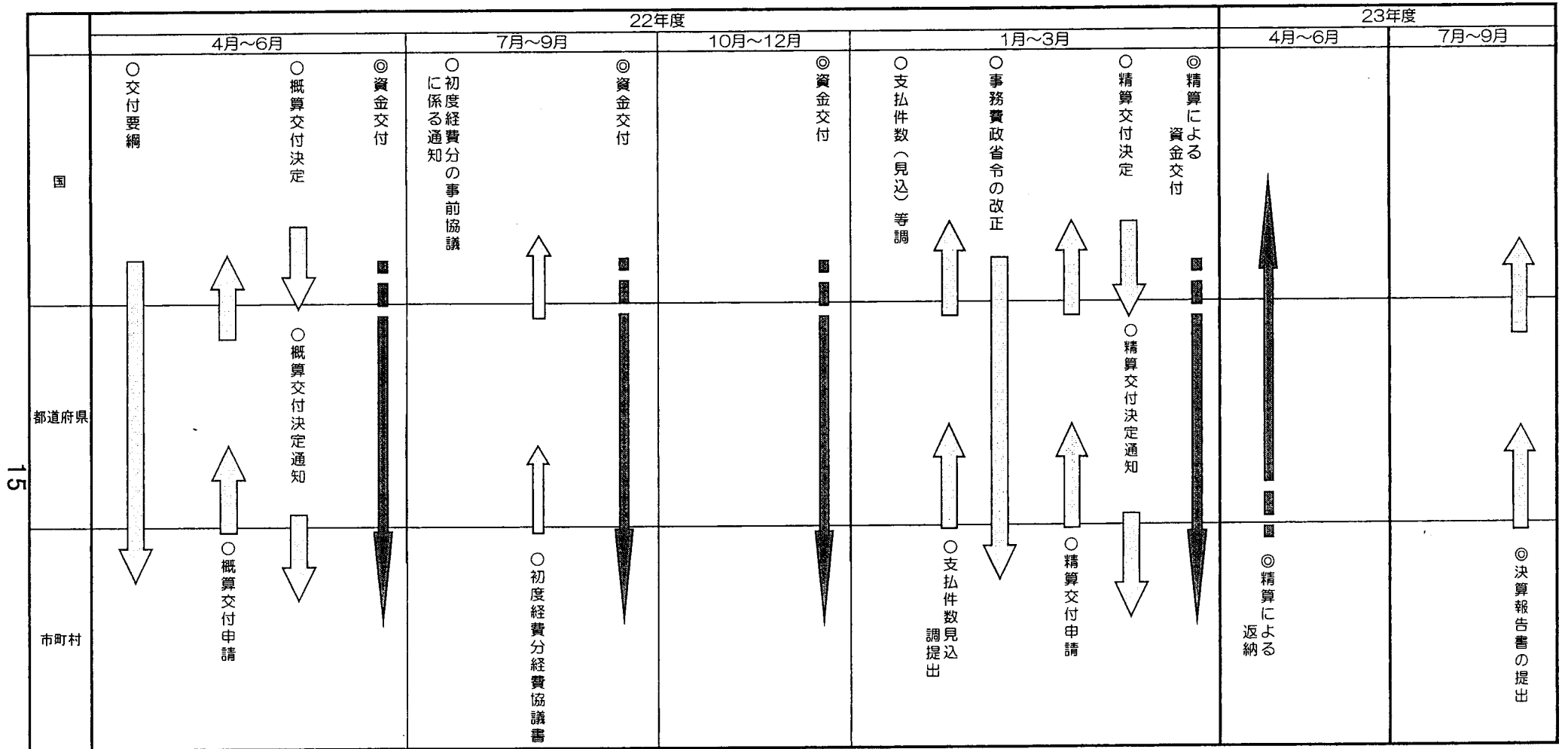
- 厚生労働省としては、必要な情報提供に努めるとともに、法案成立後は、制度の実施に向けて周知広報等に努めていくこととしているが、地方公共団体におかれても、制度の円滑な実施を図るため、法案成立後の住民への周知広報等について積極的な取り組みをお願いします。

# 子ども手当に係るスケジュール例(イメージ)

年月	国	市町村			交付金(児童手当)
		適用関係	給付関係	交付金(子ども手当)	
22年1月 ~3月	全国担当課長会議		適用システム		22'概算交付申請 (1年分(2~3月分))
14 22年4月 ~6月	法律、政省令、通知等 4/1子ども手当施行(予定) 交付要綱等 22'概算交付決定(子ども手当) (1年分(4月~1月分)) 22'概算交付決定(児童手当) (1年分(2~3月分)) 資金交付(6月定期支払分)	移行処理 新規対象者への案内等	4/1認定申請受付  統計システム 現況届	給付システム  6月定期支払(4,5月分)	22'概算交付申請 (1年分(4月~1月分))  6月定期支払(2,3月分)
22年7月 ~				6月支払状況報告	6月支払状況報告

(参考)

子ども手当市町村事務取扱交付金のスケジュール例 (イメージ)



(注) 児童手当事務取扱交付金(平成15年度まで)のスケジュールをもとに作成したものであり、今後の検討により変更があり得る。

## 子ども手当に係る Q&A(VOL.1)

※地方公共団体から照会が寄せられた事項について、現時点で考えていることを整理したものです。

### 【基本的事項】

問1 子ども手当と児童手当の違いは何ですか。

(答)

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から実施するものであり、受給者（親）の所得制限を設けないとともに、子どもの年齢や出生順位にかかわらず、一律に月額1万3千円を支給するものです。

問2 子ども手当法案は単年度の法案ということですが、23年度以降はどのようなのですか。

(答)

平成23年度以降の子ども手当については、平成21年12月23日の四大臣合意にもあるように、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する考えでいます。

問3 「子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組み」とはどのような仕組みですか。

(答)

子ども手当については、子ども手当及び児童手当の受給資格者を持つ者に対する手当の支給は、子ども手当の一部を児童手当として支給するものであるということを基本的考え方としています。

こうした考え方の下に、子ども手当のうち児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担するなどの所要の児童手当法の規定を適用することとしています。

問 4 子ども手当について所得制限を設けない理由は何ですか。

(答)

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から実施するものであり、家計の収入がどのように変動しようとも確実に支給されるような仕組みとするという考え方のもと、所得制限を設けないこととしたものです。

問 5 所得制限を設けないことにより支給対象となる受給者に係る子ども手当については、どのような費用負担となるのですか。

(答)

1 所得制限を設けないため、特例給付や所得制限額超に係る者については、児童手当分(0歳～3歳未満は1万円、3歳～小学校修了前は第1子・第2子5千円、第3子以降1万円)について、児童手当法の規定に基づき、以下の費用負担を適用することを予定しています。

(1) 0歳～3歳未満

- ・ 被用者 国 1/10、地方公共団体 2/10、事業主 7/10
- ・ 非被用者 国 1/3、地方公共団体 2/3

(2) 3歳～小学校修了前

- ・ 被用者 国 1/3、地方公共団体 2/3
- ・ 非被用者 国 1/3、地方公共団体 2/3

2 なお、所得制限を設けないことに伴う地方公共団体の負担増については、実質的に地方公共団体の負担が増加することのないよう、特例交付金により措置されることとなっています。

【申請・認定・支給関係】

問 6 子ども手当と児童手当は別々に支給されるのですか。申請者からはそれぞれの申請を提出してもらうのですか。

(答)

手当の支給としては、子ども手当として申請を受け、支給することとし、申請者及び市町村に二重の事務負担が生じないように制度設計を行うこととしています。

問 7 子ども手当の一部として児童手当を支給する仕組みであることから、認定通知は別々に行う必要があるのですか。

(答)

手当の支給としては、子ども手当として支給することとし、認定通知は子ども手当として行うように制度設計を行うことを考えています。

問 8 児童手当受給資格者については、子ども手当の一部が児童手当法の規定により支給する児童手当である旨を認定通知により明示する必要があるのですか。

(答)

子ども手当の一部は、児童手当として支給する仕組みを考えています。ただし、子ども手当として一括して支給することを考えており、子ども手当の額のうち児童手当相当額が児童手当法の規定により支給された児童手当にあたる旨をお知らせする方法については、市町村の判断で行うことでよいと考えており、広報等の活用も考えられ、認定通知に付記することに限るものではありません。

問 9 児童手当の受給者に次のような転出・転入が生じた場合、申請免除及び支給開始月の取扱いに係る経過措置はどのようになりますか。

① 3月31日にA市を転出し、4月1日にB市に転入した場合

② 4月にA市からB市に転居した場合

(答)

以下のとおりを考えています。

①のケース

申請免除 : 対象外 (3月31日現在でB市の児童手当受給者ではない。)

支給開始月 : B市に9月30日までに申請が行われれば4月分から支給

②のケース

申請免除 : 対象 (A市に係るものに限る。)

支給開始月 : 4月分はA市から支給。5月以降分については、B市に認定請求を行う必要があり、9月30日までに申請が行われれば、5月分から支給



問 10 児童手当受給者であって、平成 22 年 3 月末で小学校を修了する児童を養育する者は、改めて、子ども手当の認定請求をする必要がありますか。

(答)

施行日の前日において、児童手当法に基づく市町村の認定を受けている者については、子ども手当に係る認定の請求を当該市町村に行っているものとみなす方向で考えていますので、ご指摘のような場合には、子ども手当の認定請求を改めて行う必要はないと考えています。

問 11 平成 21 年度の児童手当で所得制限超となっている者は、平成 22 年 5 月までは平成 20 年所得を算定年度としていますが、このような場合でも施行日以降に申請を行えば 4 月分から支給されるのですか。

(答)

子ども手当においては所得制限が設けられませんので、施行日において、監護等の子ども手当の支給要件に該当する場合には、9 月 30 日までに申請を行えば 4 月分から子ども手当の支給を受けることができます。

問 12 子ども手当の新規対象者については、経過措置として申請猶予期間が設けられる予定ということですが、現在、児童手当が受給可能でありながら未申請のため児童手当を受給していない者も、4 月以降 9 月 30 日までに申請すれば、4 月分から支給されると考えてよいですか。

(答)

お見込みのとおりです。

問 13 現況届が未提出等により児童手当が一時差し止められている児童手当受給者等については、申請免除に係る経過措置が適用されませんが、当該受給者から子ども手当の支給について申請があった場合、児童手当の現況届が提出されるまでの間は支給できないのですか。支給できない場合、申請があった翌月から支給されることとなるのですか。

(答)

児童手当制度においてその支給が一時差し止められている場合であっても、子ども手当に係る認定請求が行われ、支給要件に該当すれば、子ども手当の支給が受けられるものと考えています。

この場合は、申請猶予期間が適用され、9 月 30 日までに申請が行われれば、子ども手当は 4 月分から支給するものと考えています。

なお、差し止められている児童手当の支給については、現況届の提出により、受給要件についての確認が必要となります。

問 14 子ども手当に係る認定請求書においては、所得額は必要ないか。被用者・非被用者の区分、年金種別の項目は残りますか。

(答)

子ども手当においては、所得制限は設けないため、所得額については基本的には必要ないと考えています。

また、被用者・非被用者の年金種別の項目等については、必要と考えています。

問 15 子ども手当の認定請求について、郵送による申請は可能ですか。

(答)

市町村のご判断により、郵送による認定請求の申請を受け付けることは可能です。その際、個人情報の取扱には十分留意して下さい。

問 16 転入の際に、前市町村の所得証明書の提出を求める必要がありますか。

(答)

子ども手当においては所得制限を設けないこととしていますので、原則として必要ないと考えています。

問 17 子ども手当は所得制限がないということですが、受給者は主たる生計維持者でなくてもよいのか。その場合、児童手当の受給者から変更してもよいですか。

(答)

子ども手当においても、監護や生計同一又は生計維持が支給要件となると考えています。

従って、現行の児童手当と同様、父も母も子どもを監護している場合には、生計を維持する程度の高い者が受給資格者となりますので、生計維持等の状況が変わらない場合には、原則として児童手当の受給者からの変更はないと考えています。

問 18 子ども手当の現況届の取扱いはどうするのですか。

(答)

監護要件、被用者・非被用者の区分等について確認する必要があるため、6月に現況届を行うことを考えています。

ただし、4月、5月に新規に認定請求した受給者については、平成22年6月の現況届は不要とする方向で検討しています。なお、認定請求日以降6月1日までの間に、監護状態や被用者・非被用者の区分等について変更があった場合には、本人から申し立てをしてもらう必要があると考えています。

問 19 平成 22 年 3 月分までの児童手当について、子ども手当において、内払い調整はできますか。

(答)

平成 22 年 3 月分までの児童手当について、支給すべきでない支給が行われた場合には、児童手当として、民法上の返還請求を行う必要があります、子ども手当において内払調整はできないものと考えています。

問 20 児童手当受給者台帳は平成 22 年度以降も管理する必要がありますか。

(答)

児童手当受給者台帳については、既にお示ししているように、支給事由の消滅する日の属する年度の翌年度から 5 年間の保存が必要です。

問 21 平成 22 年 2 月、3 月分の児童手当の支給は随時払いで行う必要がありますか。

(答)

6 月の定期払いで支給することを考えています。

問 22 平成 22 年 2 月、3 月分の児童手当と子ども手当の 4 月、5 月分を併せて振り込むことはできますか。

(答)

平成 22 年 6 月定期支払においては、子ども手当（4 月・5 月分）のほか、児童手当（2 月・3 月分）を支払うことを考えています。

支払に当たっては、それぞれの手当について支払通知を行うことになりますが、銀行口座等への振込みは併せて行うことができるよう検討しています。

【交付金関係】

問 23 4月分以降の児童手当分の市町村に対する交付金は子ども手当交付金とは別になるのですか。

(答)

市町村に対する交付金は、子ども手当交付金として一つの交付金とする予定です。  
 なお、児童手当(2月、3月分)については、児童手当交付金として交付することを考えています。

問 24 子ども手当交付金の概算交付申請において、どのような積算をすればいいのですか。

(答)

子ども手当交付金の概算交付申請については、児童手当と同様にシステムによる処理を検討しています。

当該処理については、児童手当と同様に、0～3歳、3歳～小学校修了前及び中学生のそれぞれの子どもについて、被用者・非被用者別に、第1子・第2子・第3子以降の人数を積算の上、システムに入力することを考えています。

なお、市町村における子ども手当(1万3千円)の給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合を計算すると下表のとおりとなる予定です。

支給対象児童		国	都道府県	市町村
0～3歳未満	被用者	11/13	1/13	1/13
	非被用者	19/39	10/39	10/39
3歳以上～ 小学校修了前	第1子	29/39	5/39	5/39
	第2子			
	第3子以降	19/39	10/39	10/39
中学生		10/10	-	-

※ 上記の負担割合は、子ども手当の額(1万3千円)に占める負担割合を示したものであり、国の負担割合は、児童手当分とそれ以外の子ども手当分の負担が含まれます。

※ 所得制限の撤廃に伴い、特例給付の対象者及び所得制限超過の者については、児童手当法の規定に基づく費用負担の割合を適用することを予定しています。

問 25 子ども手当市町村事務取扱交付金の経常経費の交付申請方法について、平成 21 年度及び平成 22 年度の受給者見込数とは、どのように算定することが考えられますか。

(答)

子ども手当市町村事務取扱交付金の概算交付申請時における受給者見込数については、以下のような方法により算定することが考えられます。

- ①平成 21 年の受給者見込数については、平成 22 年 2 月末の受給者数
- ②平成 22 年度の受給者見込数については、過去の児童手当等における支給対象児童数と受給者数の割合等により、平成 22 年度において見込まれる子ども手当の支給対象児童数から算出した見込数など

問 26 振込手数料は事務取扱交付金の対象となりますか。

(答)

振込手数料については、児童手当からの受給者の増加分に係るものについては対象と考えています。

【システム経費関係】

問 27 補助の対象となる経費はどのようなものですか。

(答)

子ども手当については平成 22 年 4 月からの施行を考えており、その円滑な実施を図るため、本補助は、市町村において平成 21 年度内に子ども手当の支給に向けたシステム開発に係る準備を進める場合に、その経費について国が助成を行うものです。

具体的には、子ども手当の準備に係るシステム経費として、システムの開発や改修の経費、ハードウェアの増設、ソフトウェアの購入等が補助対象と考えています。

なお、システム経費のみが補助対象であり、広報経費や人件費は補助対象とはなりません。

問 28 システム経費については、どのような基準で補助を行うのですか。

(答)

補助額については、原則として、①基準額（300 万円）と②人口に応じて算定する上乗せ額を合算した額を補助額（7,000 万円を上限）とすることを考えています。

問 29 平成 22 年度への繰越しは可能ですか。

(答)

システム経費補助は、繰越明許となっており、各市町村で年度内に支出を完了することが期し難い場合は、その承認を受けて、繰越することができます（明許繰越）。

問 30 平成 22 年度予算でシステム開発を予定しているが、補助対象となりますか。

(答)

システム経費補助は、平成 21 年度の事業に対する補助であり、市町村においても平成 21 年度予算として計上していただく必要があります。平成 22 年度予算の事業は補助対象となりません。従って、平成 22 年度もシステム開発を行う場合には、平成 21 年度補正予算に所要の予算を計上した上で、明許繰越の手続きをとることが考えられます。

【その他】

問 31 子ども手当を市町村に寄附することができる仕組みを検討中としていますが、その内容はどのようなものですか。市町村が寄附を受けた場合も当該寄附に係る子ども手当については、国庫負担の対象となるのですか。

(答)

子ども手当に係る寄附については、受給者が簡便に寄附できる仕組みとしたいと考えており、その詳細については検討中です。

市町村が寄附を受けた場合も当該寄附に係る子ども手当については、国庫負担の対象となる仕組みとしたいと考えています。

問 32 子ども手当は、生活保護では収入認定されますか。

(答)

子ども手当の生活保護上の取扱いについては、収入認定を行った上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を講ずる予定です。

問 33 児童育成事業についてはどのような取扱いとなるのですか。

(答)

現行と同様の仕組みとなります。

# 全国児童福祉主管課長会議

## 【参考資料】

- ・「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（安心こども基金）」の実施について・・・ 1
- ・ひとり親家庭等の在宅就業支援事業例（国審査分事業から）・・・・・・・・・・ 8

平成 22 年 1 月 18 日（月）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局



(参考資料)「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(安心子ども基金)」の実施について

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(都道府県審査分)実施基準(案)

第1 対象者

本事業の対象はひとり親とする。その上で、地域の実情に応じて寡婦、障害者及び高齢者も対象とすることも可能とする。

第2 事業の実施方法

1. ITを用いた在宅就業の実践

ITを用いたひとり親等の在宅就業を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図るため、次の(1)から(3)に掲げる取組を一体的に行うことが必要である。

また、本事業の実施期間(平成23年度末まで)を通じて在宅就業としての運営を軌道に乗せ、平成24年度以降は自治体の事業として、あるいは、本事業の委託先となった実施団体の事業として、ひとり親等の在宅就業の継続が一定程度見込まれるものであること。

なお、実施にあたっては複数の自治体が連携して取り組むことも可能とする。

(1) 業務の開拓

在宅就業により実施する業務について、発注者の掘り起こしや官公需の切り出しのための具体的な活動を行う。

①この場合、ひとり親の在宅就業として望まれる業務は、子育てとの両立が可能となるようなある程度の時間の自由度があり、原則として、以下のいずれかに該当するものとする。

業務A 無理なダブルワーク、トリプルワークの解消につながるレベルの収入が得られる在宅業務。

業務B 子どもが小さいため等によりパートを増やせない人が、将来の教育費支出等に備えるレベルの追加収入が得られる在宅業務。

②業務の開拓に当たっては、以下の点に留意するものとする。

ア 新規の業務開拓(民需、官公需)を行い、既存の就業者を圧迫しないことが必要である。

イ 安定した業務発注を確保するために、発注者となる事業者を組織化する、あるいは既に組織化された事業者集団と提携することも有効である。

ウ 地方自治法施行令第167条の2の活用について考慮することも有効である。

エ 発注者が新たな在宅就業業務を生み出すための支援をすることも有効である。

具体例 発注者が在宅就業者を有効に活用するためのインフラ整備、システム構築、人事制度整備などに関し、本事業の実施団体が普及啓発やコンサルティングを行う など

## (2) 参加者の能力開発

在宅就業についての訓練プログラムを実施し、優良な就業機会につながるスキルアップを支援する。

①訓練プログラムは、(1)により開拓する業務内容を踏まえるとともに、参加者の計画・能力に応じた訓練を行うことが必要である。

例えば、(1)の①に掲げた業務Aと業務Bについては、それぞれに訓練プログラムを設けることとなる。

### 業務Aコース

無理なダブルワーク、トリプルワークの解消につながるレベルの収入が得られる在宅業務に必要なスキルの習得を目標とするもの。

### 業務Bコース

子どもが小さいため等によりパートが増やせない人が、将来の教育費支出等に備えるレベルの追加収入が得られる在宅業務に必要なスキルの習得を目標とするもの。

②訓練プログラムの期間は、18ヶ月とし、最初の6ヶ月間は基礎訓練とし、基礎訓練終了後の12ヶ月間は応用訓練とする。

基礎訓練は、契約・税務処理、ビジネスマナー、情報セキュリティなど在宅就業者となるための基礎的な能力開発に加え、(1)により開拓した業務を遂行するために必要な知識・技能を修得するものとする。応用訓練は、いわゆるOJTとして実際に在宅就業に従事し、在宅就業収入も得ながら、能力開発を継続するものとする。(定期的に集合訓

練を開催して就労の進捗状況の確認や品質確認のための指導、相談、交流機会の提供を行うなど)

なお、地域の実情に応じ、内容を集約して、訓練プログラムの期間を短縮することは可能であるが、その場合も訓練の実効性が十分に確保されることが前提である。

③訓練プログラムについては、以下の点に留意するものとする。

- ア 基礎訓練の実施前に適正審査を行い、訓練プログラムへの参加が可能であるか審査を行うこと。
- イ 基礎訓練終了時に到達度審査を行い、その結果、訓練の成果が認められない場合は、応用訓練プログラムへの参加を中止する等の措置をとること。
- ウ 応用訓練期間中も審査を行い、目標とするスキルに到達する見込みがない者は、訓練プログラムへの参加を中止する等の措置をとること。
- エ 訓練の方法については、eラーニング等による在宅訓練と集合訓練を組み合わせる行うこと。
- オ 集合訓練時においては、休日・夜間の開催、地区別開催、託児サービスの実施など参加者が訓練を受けやすい環境の整備を図ること。

④訓練受講者に対しては、訓練期間中は訓練手当を支給するものとし、内容は、以下による必要がある。

ア 手当月額の上限は、以下のとおりとする。

#### 基礎訓練期間

業務Aコース 月額5万円(おおむね1日3時間、月54時間以上の訓練に対し)

業務Bコース 月額3万円(おおむね1日2時間、月36時間以上の訓練に対し)

#### 応用訓練期間

業務Aコース 月額2万5千円(おおむね週1日、月28時間以上の訓練に対し)

業務Bコース 月額1万5千円(おおむね2週に1日、月16時間以上の訓練に対し)

ただし、訓練の実効性が確保されることを前提に、訓練1時間あ

たりの単価は同水準としながら、内容を集約した各月のプログラム及び手当月額を地方自治体が設定することは可能である。

イ 訓練手当の支給期間は、最大で18ヶ月とし、その内訳は基礎訓練6ヶ月、応用訓練12ヶ月とする。

なお、平成24年3月末日までに訓練プログラムへの参加を開始している者に対し、同年4月以降も自治体の事業として、あるいは、本事業の委託先となった実施団体の事業として、訓練を行う場合には、その者に対する訓練手当については、その者の参加から18ヶ月を限度として、本事業の経過措置として支給できるものとする。

### (3) 業務処理の円滑な遂行を確保する仕組み

業務処理（受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払い等）の仕組みを実際に設け、在宅就業者（応用訓練期間中の者を含む）を（1）により開拓した業務に従事させる。

- ①（1）で開拓した業務の内容、発注者、仲介業者等の実情など、地域の状況に応じて効果的な方法を検討し、実施することが必要である。
- ②在宅就業者を子育て面や精神面を含めて支援する仕組みを設けることが有効である。

具体例 契約・納品等トラブル相談、参加者の子どもの託児、  
参加者のサロン事業、ワークステーションの設置、  
参加者の技術面・精神面での支援サービス など

## 2. ITを用いない他の種類の在宅就業の実践

ITを用いない在宅就業についても、以下の要件に該当するものについては、本事業により実施できるものとする。

- (1) 従来型の内職に代わる新しい在宅就業形態であること。
- (2) 新規の業務開拓を伴うこと。
- (3) 訓練プログラムを備え、優良な就業機会につながるスキルアップが可能なこと。
- (4) 業務の品質管理・相談支援の仕組みを有すること。
- (5) 平成24年度以降は自治体の事業として、あるいは、本事業の委託先となった実施団体の事業として、ひとり親等の在宅就業の継続が一定程度見込まれるものであること。

### 3. 付帯事業

本体事業（在宅就業の支援）との関係で、本体事業費のおおむね3分の1の範囲で、以下の事業を付帯事業として実施できるものとする。

①本体事業の参加者（参加を検討している者を含む）の就業及び生活との関係で付加価値を高める事業

具体例 パソコンとインターネットを本体事業の参加者が使用していない時間を活用し、本体事業参加者の子どもに対してeラーニング等のサービスを行う。

②本体事業のインフラを有効に活用する事業（「社会のセーフティネットづくり」、「活力ある社会づくり」、「地域づくり、地域再生」に関連するものに限る）

具体例 パソコンとインターネットを本体事業の参加者が使用していない時間を活用した本体事業参加者の子どもに対するeラーニング等のサービスを他の家庭でも利用可能とする。

### 第3 その他

(1) 以下の事業は、本事業の対象としない。

- ①国が別途定める国庫負担（補助）制度により現に当該事業の一部を負担し、又は補助している事業
- ②土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業

(2) 本体事業は原則として次の額を上限とすること。ただし、これによりがたい場合は国に協議を行うこと。

1事業あたり 300,000千円

① 第2の1の(1)、(2)及び(3)の取組が一体的に実施される場合における一体性を有する業務等のまとまりを1事業単位とみなすこととする。

②運営要領の別添17の3の(1)に規定する「厚生労働大臣が必要と認めた額」の事業を拡大する場合（拡大後の事業が第1及び第2を満たしている場合に限る。）も1事業単位とみなすこととする。

(3) 都道府県による事業実施計画の審査

①都道府県が本事業を実施しようとする場合は、あらかじめ別添を参考と

した事業実施計画を策定し、当該都道府県職員以外の有識者で構成する委員会等（「評価委員会等」という。以下同じ。）による評価を受け、実施内容を決定すること。

②市（特別区を含む。）が本事業を実施しようとする場合は、別添を参考に都道府県が定める事業実施計画の様式により事業実施計画を策定し、都道府県に提出するものとする。

都道府県は、当該事業実施計画について審査を実施し、採択の可否を決定すること。なお、この場合においても、評価委員会等による評価を行い、採択の可否を決定することが望ましい。

③都道府県は事業実施計画の決定（①の場合）又は採択（②の場合）をした場合は、その事業実施計画の内容について当職あて遅滞なく報告を行うものとする。

（４）事業の事後評価について

本事業の実施主体は、事業の実績について報告書を作成するなど本事業の事後評価にも留意すること。

（５）（３）の①及び②における評価委員会等に必要な経費については、運営要領の別添 17 の 4 の対象経費の範囲内で対象とする。

別添（参考様式） 略

別添 17

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

1 目的

ひとり親等の在宅就業について、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の内容

ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組を実践する。

(2) 事業の実施主体

都道府県及び市

(3) 事業者

実施主体が適当と認める者

(4) 事業の実施期限

平成24年3月31日とする。ただし、本事業による能力開発期間中における訓練手当の支給に関しては、平成24年3月31日までに本事業による能力開発を開始した者に係る能力開発が終了する月の末日と平成26年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

厚生労働大臣が必要と認めた額又は別に定める基準に照らし都道府県知事が必要と認めた額

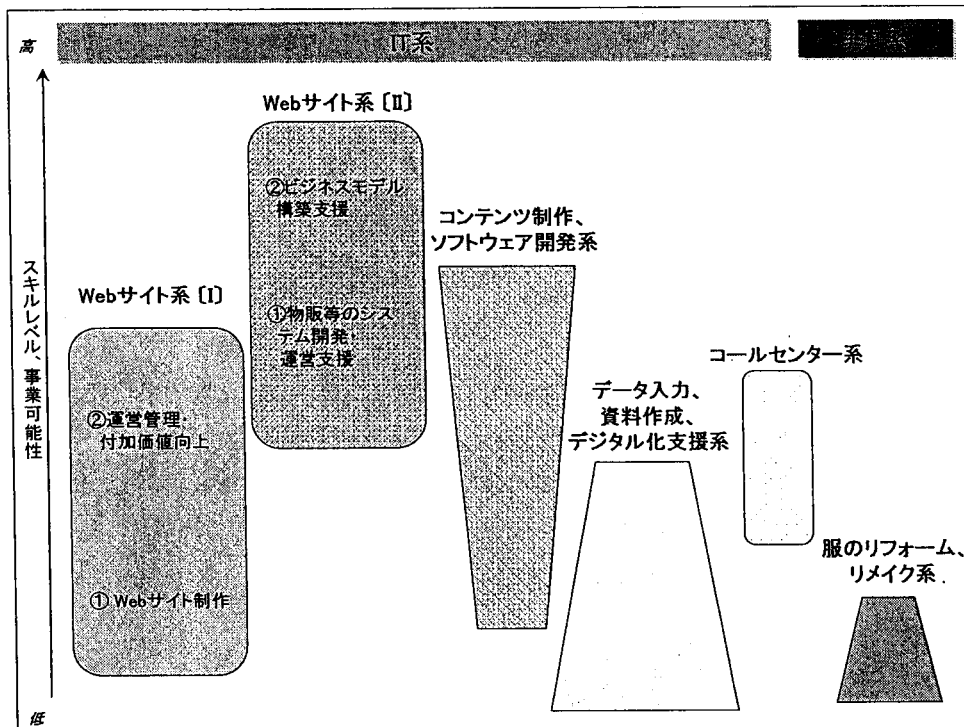
(2) 補助率

定額

4 対象経費

事業の実施に必要な報酬、共済費、報償金、賃金、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費

## 「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」事業タイプ 分類表



### < IT系の在宅就業 >

#### 1 Web サイト系【I】: Web サイト制作および運営管理・付加価値向上

「①Web サイト制作」と「②運営管理・付加価値向上」の2段階に分かれる。

##### ●内容

組織や製品・サービスの紹介用 Web サイト制作、更新、保守管理など。基本的には Web サイト制作・更新とサイトの保守管理能力が求められる。

##### ●想定される発注者

中小企業（商工会議所や事業組合を經由してコンタクトすることが効果的）、自治体の観光や子育て部門など

潜在的な市場は大きい。付加価値向上のためには、IT スキル以外のスキルや業務開拓のセンスも必要。



## 2 Web サイト系【Ⅱ】:

### 物販等のシステム開発・運営支援、ビジネスモデル構築支援

「①物販等のシステム開発・運営支援」と「②ビジネスモデル構築支援」の2段階に分かれる。

#### ●内容

商品やサービスの課金システムの開発・運営支援、さらにそのシステムに顧客を引き込むための情報収集、広報（ブログ執筆なども含む）、営業支援など。Web サイト制作だけでなくデータベース開発の知識が必要。さらに、顧客開拓のためにはマーケティングや営業などよりビジネス系の知識・能力が必要。

#### ●想定される発注者

ネットでビジネスがしたい地元の大手・中小企業など。

開拓できれば潜在的な市場は広がる。ビジネスモデル構築支援など経営コンサルティング力などが要求される。

## 3 コンテンツ制作、ソフトウェア開発系

「①プロモーションビデオ等のデジタルコンテンツ制作」と「②eラーニングコンテンツ制作」、「③ソフトウェア開発支援」に分かれる。

#### ●内容

企業の商品やサービス紹介の映像作品制作、教育機関向けのeラーニングコンテンツ開発など。

#### ●想定される発注者

都市部や地元企業、学校・大学、自治体など

比較的市場は見込める。一定上のスキルを保有していれば、潜在的な市場は広がる。

## 4 データ入力、資料作成、デジタル化支援系

「①データ入力・集計、資料作成」と「②テープ起こし」、「③高度データ入力・更新」に分かれる。

#### ●内容

単純なデータ入力から、オンライン上の地図補正・更新作業、アナログ画面のデジタル化、デジタルアーカイブなど比較的高度なものまで様々。

#### ●想定される発注者

都市部や地元企業、自治体や病院からは紙情報のデータ入力など

参入は容易だが、単価が高いとはいえない。継続するためには、特定分野のデータ入力に満足せずに、多種多様なデータ入力や更新に対応できるようになる必要がある。

個人情報に関するデータ入力業務は、特に地元の事業者が行う場合は、データのセキュリティ管理の手法の確立が重要であり、訓練の中でも個人情報保護の教育をきちんとやることが重要である。

また、データ入力業務やテープ起こし業務は、国際競争もあり市場の状況が大変に厳しい。データ入力はパソコンに慣れるためのステップであり、Web デザインなど次のステップへつなげていくことが重要であり、ステップアップのためのキャリアコンサルティングやアドバイザーの仕組みも重要である。

## 5 コールセンター系

### ●内容

大手企業から委託をうけたコールセンター事業。

営業開拓のために都市部の専門企業との連携が望ましい。

### ●想定される発注者

都市部や地元企業、自治体など

専門性は比較的高い。ただし、他の職種へ転換する可能性は低い。

## <非IT系の在宅就業>

## 6 服のリフォーム・リメイク系

### ●内容

洋服のリフォーム・リメイクによる一点ものの商品の開発。その他、アクセサリーや地元グッズなど手作業で作成できる小物商品のアイデア出しと製作なども考えられる。

### ●想定される発注者

地元の商店、一般個人への販売、(小物などは)観光部門など

\*「非IT系」ではあるが、ある程度のネット販売の仕組みとの連携は必要

\*家内労働法で規定する家内労働者に該当するため、同法の遵守が求められる。

# 1 事業タイプ(IT):「Webサイト系[I](Webサイト制作および運営管理・付加価値向上)」

## (1) 業務開拓

中小企業や商店街などは、IT投資まで手が回らなかつたりIT活用に詳しくないため、Webサイトを持っていなかったり、あってもうまく活かせていない場合が少なくない。そこで、これらの組織に対して、Webサイト制作を行うと共に、その運営管理や付加価値向上作業の継続的業務を行う。

ひとり親家庭等の就業(在宅就業)支援に協力する企業等のHP等での紹介や協力事業者との相互信頼関係を醸成し効果的な業務開拓を行う。

### ① Webサイト制作

- 組織化された地元の在宅就業者の活用で、地元ならではの視点・情報を取り入れた独自性の高いWebサイトを制作する。
- 地元ニーズに沿ったWebサイトを制作することで、地域の情報発信力を高めて地域経済活性化を促進し、地元企業のIT化促進による経営力強化につなげる。

<例:作成Webサイト>

- 企業・組織のサイト(組織概要、事業内容、IR等)

自治体内でIT化の進んでいない中小企業や商店街、福祉施設等のWebサイトを制作し、顧客の新規開拓につなげる。  
Webサイトのメンテナンスや改善提案等も行う。

- 観光情報サイト(文化遺産、名所、宿泊、地図等)

民間が運営する観光Webサイトの多くは、同自治体内でも地域によって偏りがある。そこで、自治体全域をカバーする観光情報のほか、飲食店や観光施設のクーポン券をサイト上で発行し、広告料とクーポン掲載料を徴収した事業モデルを行う。

- 商品PRサイト(農産物、特産物、伝統工芸品等)

自治体内にある、これまであまり知られていない伝統工芸品や特産品を紹介することで、産業振興に貢献する。また、PRの工夫によって魅力をよりアピールできるようにする。

### ② Webサイト運営管理・付加価値向上

- Webサイトは最初の制作以上に、継続的な情報更新などにより閲覧率を高めるといった付加価値向上のための工夫が必要だが、あまり取り組まれていないことが多い。
- そのため、組織化された地元の在宅就業者の活用で、定期的な運営管理を行うとともに、Webサイト閲覧者のニーズにも応えたいきめ細やかでタイムリーな情報提供を行う。
- これにより、観光客の増加による収入増が見込め、在宅就業者への継続的あるいは新規事業の開拓を可能とする。
- また、Webサイトと掲示板への迷惑な書き込みや攻撃を防ぐための定期的な監視を行う。

<例:運営管理>

定期的な情報更新・管理(名所旧跡や隠れた名店、特産品についての最近の情報等)  
SEO対策  
問い合わせへの対応(電話、メール等)  
バナー広告制作  
Webサイトおよび掲示板への迷惑な書き込みや攻撃の監視

<例:付加価値向上>

- 当該企業の商品やサービスの情報の宣伝方法を提案して、定期的に掲載する。

業務開拓スタッフにより観光産業や地場産業の事業者開拓を実施し(広告、クーポン提供企業の開拓等)、Webサイトのメンテナンスや改善提案等を行う。

地域の情報等をブログに掲載し、地元でしか知られていない「お勧め」を紹介することで、Web上だけでなく地域や在宅就業者の間に賑わいを生み出す。

## (2) 参加者の能力開発

- 「基礎訓練」で左記の「①Webサイト制作」を一通り行えるようにする。
- 「応用訓練」でITスキルに加えて市場調査や記事執筆など多様な能力開発の機会を設け、左記の「②Webサイト運営管理・付加価値向上」が一通り行えるようにする。
- 能力開発面では、個人のスキル開発に加えて、少しでも単価の高い仕事を実施するためにチーム作業を円滑に進めることができる能力開発を行う。
- 訓練プログラムの準備には、外部の専門機関を活用して、事業内容に合わせて次のようなプログラムを組んでいる。

### ①基礎訓練例(6ヶ月)

- ビジネススキル、ITスキル、チーム作業の円滑な推進等を主なテーマに、集合研修とeラーニングの組み合わせで実施する。
- サポートセンターでは集合研修のほか、常駐スタッフによる直接指導、在宅トレーナーによるメール・電話による指導を実施する。

<例:訓練テーマ>

- ビジネススキル(動機づけ、ビジネス基礎・マナー、コミュニケーション等)
- ITスキル(PC操作、ネット基礎、Webサイト制作、画像編集等)
- チーム作業の円滑な推進(チーム業務の基礎・実施等)

### ②応用訓練例(12ヶ月)

- 実践的OJTに取り組む。
- 想定する業務内容を具体的に実施するために、最適な学習内容を準備し、それらを組み合わせて実施する。
- 自分の担当作業を責任をもって予定通り完了させることに加えて、チーム作業での効率的な働き方を実践的に習得できるようにする。

<例:訓練テーマ>

- Webサイトの保守管理業務、SEO(検索エンジン最適化)、情報検索・収集、記事執筆、調査分析、マーケティング、ブログ構築、プログラミング等

## (3) 業務処理

- 受託事業者は、業務処理体制の確立のために、運営管理責任者を設けて、在宅就業者の組織化、業務運営のルール作成、役割分担の方法などを決定し、運用を行う。
- ルールに基づき、運営管理責任者が、業務の分配、検収、納品を統括する。
- 案件ごとにプロジェクトマネージャーを設けて、円滑な業務の遂行をはかる。
- 本事業期間中にオンライン業務処理システムを開発し、従事者、作業量、スケジュール、報酬の効率的な管理を可能にする。そして、平成24年度以降も円滑に事業が実施できる環境の整備を行う。

<在宅就業者を支援する仕組み>

在宅就業者が継続的に本事業に参加し能力開発を行い、業務を担えるために、次のような仕組みを設ける。

- 託児サービスの提供(サポートセンター等での集合研修時に託児サービスを提供する。
- サポートセンターに、交流の場を設置し、業務以外のコミュニティとして活用できるようにする。
- コミュニティ機能をITシステムで構築し、サポートセンターに行くことができなくても、参加者同士でコミュニケーションをとることを可能にする。

## (1) 業務開拓

中小企業や商店街など、地元の大企業であっても、物販等のシステムを構築していなかったり、あってもうまく活かしていない場合がまだまだ少なくない。そこで、これらの組織に対して、物販等のシステム開発および運営支援を行うと共に、それを活用した継続的な顧客開拓支援活動を行う。  
ひとり親家庭等の就業(在宅就業)支援に協力する企業等のHP等での紹介や協力事業者との相互信頼関係を醸成し効果的な業務開拓を行う。

## ①物販等のシステム開発・運営支援

- 組織化された地元の在宅就業者を活用することで、商品やサービスの課金システムの開発・運営支援を行う。
- 運営支援に関しては、広く顧客を取り込むために、写真やブログ等による紹介記事など広報、販売商品情報の掲載・更新作業などによる営業支援、ネット上で受けた注文の取りまとめから商品の荷造り・発送作業まで、一連の流れを一括で請け負うほか、商品についてのコメントや新商品開発のヒントになるような意見提供も定期的に行う。
- 地元ならではの視点・情報を取り入れた独自性の高い物販システムを開発することで、地域の情報発信力を高めて地域経済活性化を促進し、市民生活環境の向上、地域ブランドの確立、地元企業の販路拡大など経営力強化にもつながる。

## &lt;例:物販システム開発&gt;

県内農家や農業協同組合等から請け負う農産物のネット販売の運営管理  
一般家庭で不要になったり、手作りで制作した子供用品等のネット販売の運営管理

## &lt;例:運営支援&gt;

商品写真の加工、商品情報等の編集を含むサイト更新作業、受注情報管理、出荷管理のほか、ネット販売全般の企画・改善等を行う。  
物販サイトを委託先団体が開発・運営支援を行い、委託先団体のスタッフが販売物の提供元である地元の伝統工芸関連企業や商店等に対して開拓を実施(広告、クーポン提供企業の開拓等)する。

## ②ビジネスモデル構築支援

- 地域の課題に対応し、経済発展に寄与する新たなビジネスモデルの構築を目指し、コンサルティングを行う。
- 新たなビジネスモデルを構築することで、一人親の在宅業務を発生させ、地域活性化事業として事業継続を図る。

## &lt;例&gt;

地元のベンチャー・中小企業の製品を、著名人や一般モニターが評価する「地域商品の目利きサイト(仮称)」を構築・運営する。  
一定基準を設け、高評価のものだけを評価するシステムを構築することで、サイトのブランド価値を高め、全国の消費者に地域のいいものを知らせ、かつ、全国の販売パートナーを開拓する。  
セルフ・サービス協会等との連携により、高評価製品を全国のスーパーマーケットで販売する(期間限定)など、企業にとっての広告メリットを高めることで、目利き料(認定料)によるビジネスモデルを確立する。  
このサイトの更新作業および目利きスタッフとして、一人親の在宅業務を発生させ、地域活性化事業として事業継続を図る。

## (2) 参加者の能力開発

- 「基礎訓練」で左記の「①物販等のシステム開発・運営支援」を一通り行えるようにする。
- 「応用訓練」でITスキルに加えてビジネススキル、市場調査や記事執筆など多様な能力開発の機会を設け、左記の「②ビジネスモデル構築支援」が一通り行えるようにする。
- 能力開発面では、個人のスキル開発に加えて、少しでも単価の高い仕事を実施するためにチーム作業を円滑に進めることができる能力開発を行う。
- 訓練プログラムの準備には、外部の専門機関を活用して、事業内容に合わせて次のようなプログラムを組んでいる。

## ①基礎訓練例(6ヶ月)

- ビジネススキル、ITスキル、チーム作業の円滑な推進等を主なテーマに、集合研修とeラーニングの組み合わせで実施する。
- サポートセンターでは集合研修のほか、常駐スタッフによる直接指導、在宅トレーナーによるメール・電話による指導を実施する。

## &lt;例:訓練テーマ&gt;

- ビジネススキル(動機づけ、ビジネス基礎・マナー、コミュニケーション等)
- ITスキル(Webサイト制作、画像処理、データベース開発、Webサイトの保守管理、SEO等)
- チーム作業の円滑な推進(チーム業務の基礎・実施等)

## ②応用訓練例(12ヶ月)

- 実践的OJTに取り組む。
- 想定する業務内容を具体的に実施するために、最適な学習内容を準備し、それらを組み合わせる。
- 自分の担当作業を責任をもって予定通り完了させることに加えて、チーム作業での効率的な働き方を実践的に習得できるようにする。

## &lt;例:訓練テーマ&gt;

- ビジネススキル(情報検索・収集、記事レポート執筆、ビジネス文書作成、調査分析、マーケティング、コンサルティング等)
- ITスキル(ITデザイン、システム構築、プログラミング、ブログ構築等)
- チーム作業の円滑な推進(チーム業務の実施・管理等)

## (3) 業務処理

- 受託事業者は、業務処理体制の確立のために、運営管理責任者を設けて、在宅就業者の組織化、業務運営のルール作成、役割分担の方法などを決定し、運用を行う。
- ルールに基づき、運営管理責任者が、業務の分配、検収、納品を統括する
- 案件ごとにプロジェクトマネジャーを設けて、円滑な業務の遂行をはかる。
- 本事業期間中にオンライン業務処理システムを開発し、従事者、作業量、スケジュール、報酬の効率的な管理を可能にする。そして、平成24年度以降も円滑に事業が実施できる環境の整備を行う。

<在宅就業者を支援する仕組み>  
在宅就業者が継続的に本事業に参加し能力開発を行い、業務を担えるために、次のような仕組みを設ける。

- 託児サービスの提供(サポートセンター等での集合研修時に託児サービスを提供する。
- サポートセンターに、交流の場を設置し、業務以外のコミュニティとして活用できるようにする。
- コミュニティ機能をITシステムで構築し、サポートセンターに行くことができなくても、参加者同士でコミュニケーションをとることを可能にする。

## (1) 業務開拓

インターネットの普及とIT機器の高速化・大容量化が進む中で、動画等のデジタルコンテンツの利用ニーズは急激に増えている。しかし、その制作にはかなりのコストがかかる場合が多いが、在学就業者の活用により、制作依頼しやすい価格と迅速な制作体制の実現により、受注拡大が見込める。企業の商品やサービスのプロモーション用のビデオなど映像コンテンツの制作、企業の研修や教育機関向けのeラーニングコンテンツ開発、さらには各種のソフトウェア開発などを行う。ひとり親家庭等の就業(在宅就業)支援に協力する企業等のHP等での紹介や協力事業者との相互信頼関係を醸成し効果的な業務開拓を行う。

## ①プロモーションビデオ等のデジタルコンテンツ制作

- 商品やサービスなどのプロモーションビデオの制作を行う。
- 情報発信や情報共有の先進的な手法として注目されている動画配信サービスを活用するために必要となるコンテンツ作成を推進する。

&lt;例&gt;

漆器、観光、ワイン、農業等の地場産業のプロモーションビデオを作成する。在宅業務として、録画・録音データの編集、音声からのテキストデータ作成、DVD等のメディア作成、動画配信サイトへの登録等を行う。  
発注者企業への支援として、動画をういたプロモーション、動画作成にかかる取材、素材収集を実施する。

## ②eラーニングコンテンツ制作

- 遠隔地での教育や学習者が都合の良い時間帯に学習できるように、自治体・企業の研修や大学の講義などのeラーニング化を行う。

&lt;例&gt;

研修機関、教育機関等における講義アーカイブ(動画・音声・テキスト)作成業務

## ③ソフトウェア開発支援

- 各種のソフトウェア開発の受託を行う。
- 普及が見込まれるオープンソースソフトウェアの開発を地域企業が受託することにより、地域におけるソフトウェア開発関連企業のオープンソースソフトウェア開発導入の促進が図られるとともに、集積化を目指す組込みシステム産業等の活性化に取り組む。

&lt;例&gt;

今後普及が見込まれ、かつ地域に取り扱う事業者の少ない、オープンソース系のプログラミング言語によるソフトウェア開発に伴う画面設計、コーディング、デバッグ業務を請け負う。通常のソフトウェア開発に伴う、ドキュメンテーション業務を請け負う。在宅業務としては、プログラミング言語を用いた、画面設計、コーディング、デバッグ部分を行う。また、既存のソフトウェア開発に伴うフローチャート等のドキュメント作成を行う。

## (2) 参加者の能力開発

- 「基礎訓練」と「応用訓練」で、各種のデジタルコンテンツ制作からソフトウェア開発関係まで幅広い業務に対応できるようにする。
- 能力開発面では、個人のスキル開発に加えて、少しでも単価の高い仕事を実施するためにチーム作業を円滑に進めることができる能力開発を行う。
- 訓練プログラムの準備には、外部の専門機関を活用して、事業内容に合わせて次のようなプログラムを組んでいる。

## ①基礎訓練例(6ヶ月)

- ビジネススキル、ITスキル、チーム作業の円滑な推進等を主なテーマに、集合研修とeラーニングの組み合わせで実施する。
- サポートセンターでは集合研修のほか、常駐スタッフによる直接指導、在宅トレーナーによるメール・電話による指導を実施する。

&lt;例:訓練テーマ&gt;

- ビジネススキル(動機づけ、ビジネス基礎・マナー、コミュニケーション、キャリアプラン等)
- ITスキル(Webサイト制作、Webサイト保守管理、動画・音声編集基礎、HTML・開発言語基礎、ソフトウェア開発基礎等)
- チーム作業の円滑な推進(チーム業務の基礎・実施等)

## ②応用訓練例(12ヶ月)

- 実践的OJTに取り組む。
- 想定する業務内容を具体的に実施するために、最適な学習内容を準備し、それらを組み合わせる。
- 自分の担当作業を責任をもって予定通り完了させることに加えて、チーム作業での効率的な働き方を実践的に習得できるようにする。

&lt;例:訓練テーマ&gt;

- データベース(構築・運用・編集)
- Webサイト構築
- コミュニケーションツール(blog, SNS, Twitter等)
- 動画・音声編集応用
- HTML・開発言語応用
- ソフトウェア開発応用等

## (3) 業務処理

- 受託事業者は、業務処理体制の確立のために、運営管理責任者を設けて、在宅就業者の組織化、業務運営のルール作成、役割分担の方法などを決定し、運用を行う。
- ルールに基づき、運営管理責任者が、業務の分配、検収、納品を統括する
- 案件ごとにプロジェクトマネージャーを設けて、円滑な業務の遂行をはかる。
- 本事業期間中にオンライン業務処理システムを開発し、従事者、作業量、スケジュール、報酬の効率的な管理を可能にする。そして、平成24年度以降も円滑に事業が実施できる環境の整備を行う。

&lt;在宅就業者を支援する仕組み&gt;

在宅就業者が継続的に本事業に参加し能力開発を行い、業務を担えるために、次のような仕組みを設ける。

- 託児サービスの提供(サポートセンター等での集合研修時に託児サービスを提供する。
- サポートセンターに、交流の場を設置し、業務以外のコミュニティとして活用できるようにする。
- コミュニティ機能をITシステムで構築し、サポートセンターに行くことができなくても、参加者同士でコミュニケーションをとることを可能にする。

## 4 事業タイプ(IT):「データ入力、資料作成、デジタル化支援系」

### (1) 業務開拓

都市部の企業・組織や地元企業、自治体や病院等では、まだIT化が浸透しておらず、単純なデータ入力から、オンライン上の地図補正・更新作業、アナログ画面のデジタル化、デジタルアーカイブなど比較的高度なものまで様々な業務が発生する可能性が高い。その分参入は容易だが、単価が高いとはいえない。継続するためには、特定分野のデータ入力に満足せずに、多種多様なデータ入力や更新に対応できるようになる必要がある。そこで、これらの組織等において、潜在的な業務を開拓するほか、在宅就業者を訓練することで、高度なデータ入力等の業務の請負も可能にする。ひとり親家庭等の就業(在宅就業)支援に協力する企業等のHP等での紹介や協力事業者との相互信頼関係を醸成し効果的な業務開拓を行う。

#### ①データ入力・集計、資料作成

●随時発生するデータ入力・集計等の定型業務を組織化された在宅就業者が請け負うことで、組織の業務効率化および生産性向上を目指す。

#### <例>

・入力・集計(文書入力、名刺入力、データ入力・集計、アンケート入力・集計等)  
・資料作成(プレゼン資料作成、DTP:商店街や個人商店等の広告チラシの図案作成、画像の取り込み・処理、版下用原稿作成等)

#### ②テープ起こし

●ICレコーダー等で録音したインタビューや会議等の音声データを起こし、文字データとして正確、迅速に議事録等を作成する。  
●これまで外注せず、一般企業や自治体、裁判所等の組織内で対応してきたテープ起こし作業を、組織化された在宅就業者が請け負うことで、組織の業務効率化および生産性向上を目指す。

#### <例>

・「出版業界におけるインタビュー記事のテープ起こし」  
伝えるべき内容を性格に記述するため豊富な語彙力、読みやすい文語に整えるための文章力、専門性の高い分野にも対応できる知識などが必要である。  
・「短納期のテープ起こし」  
ひとつの音声データを複数の在宅就業者で分けることにより、全員で一気にテープ起こしを行うことで迅速な対応が可能となる。また、自動音声データ認識ソフトを活用し、データ内容の確認・修正を在宅就業者が行うことで短納期対応が可能となる。

#### ③高度データ入力・更新

●文書、帳票、図面等のアナログデータのデジタル化業務など、一定量以上の業務量が発生するものを開拓する。  
●官公需については、自治体内の業務からITコンサルテーションを実施し、比較的大きなロットでの処理業務を開拓する。  
●リアルタイムにデータ更新が生じる業務を請け負うことで、平成24年度以降も継続した更新作業の請負が可能になる。

#### <例>

・「各種のマップ作成(GISデータの作成)」  
観光地のバリアフリーマップ、地域福祉資源マップなど、個別に作成している地図情報を一体的に作成し、検索しやすくする。  
・市町村図書館や学校図書館の蔵書のデータベース化を図る(デジタル・アーカイブ化)。  
・乳幼児検診等の母子保健データをアナログ(原票)からデジタル(画像処理)化する。  
・「行政事務の円滑化と暮らしの安全・安心を図るための行政マップメンテナンス業務」  
土地の地番、道路、上下水道、防犯灯等の行政インフラと電力、通信等の民間インフラ設置状況データの一体管理を行えるシステム整備を実施し、公民需による行政マップメンテナンス業務の拡大を図る。  
・「公文書目録のデジタル化による閲覧システムの構築」  
自治体における公文書の必要な項目を網羅した「目録」をデータ入力して管理し、閲覧しやすい仕組みを構築する(平成23年度から施行される公文書管理法に基づき、省庁および国の出先機関における文書管理ルールが定められる)。  
地方自治体でも、公文書をマイクロフィルムに保存しているが「目録」が整備されておらず、文書の検索が必要になっているため、緊急性のあるものを調査し、文書規定に基づき、データ化する文書を選定する。マイクロフィルムで画像処理し、個人情報保護により、画像分割やマスキング処理をして、専用回線のようにデータをやり取りできるネットワーク(VPN)により、在宅就業者に送る。戻ったデータを統合し、管理する。

### (2) 参加者の能力開発

●「基礎訓練」と「応用訓練」で、随時発生する定型業務全てを一通りできるようにする。  
●能力開発面では、個人のスキル開発に加えて、少しでも単価の高い仕事を実施するためにチーム作業を円滑に進めることができる能力開発を行う。  
●訓練プログラムの準備には、外部の専門機関を活用して、事業内容に合わせて次のようなプログラムを組んでいる。

#### ①基礎訓練例(3ヶ月または6ヶ月)

●ビジネススキル、ITスキル、事務、チーム作業の円滑な推進等を主なテーマに、集合研修とeラーニングの組み合わせで実施する。  
●サポートセンターでは集合研修のほか、常駐スタッフによる直接指導、在宅トレーナーによるメール・電話による指導を実施する。

#### <例:訓練テーマ>

・ビジネススキル(ビジネス基礎・マナー、コミュニケーション在宅ワーカーのキャリアデザイン、情報検索・収集等)  
・ITスキル(PC操作・知識、セキュリティ、個人情報保護、ソフトウェア操作、ネット基礎、イラストレーター、フォトショップ操作、デジカメ活用等)  
・事務(受注、仕様書の見方、請求等の手続き、業務処理の基礎知識等)  
・チーム作業の円滑な推進(チーム業務の基礎・実施等)

#### ②応用訓練例(6ヶ月または12ヶ月)

●実践的OJTに取り組む  
●想定する業務内容を具体的に実施するために、最適な学習内容を準備し、それらを組み合わせる。  
●自分の担当作業を責任をもって予定通り完了させることに加えて、チーム作業での効率的な働き方を実践的に習得できるようにする。

#### <例:訓練テーマ>

・ビジネススキル(記事・レポート執筆、ビジネス文書作成、調査分析、マーケティング、コンサルティング、会計基礎、品質管理等)  
・ITスキル(アクセスや地図ソフト等の操作、画像計測操作、データ作成、データベース活用等)  
・チーム作業の円滑な推進(チーム業務の実施・管理等)

### (3) 業務処理

●受託事業者は、業務処理体制の確立のために、運営管理責任者を設けて、在宅就業者の組織化、業務運営のルール作成、役割分担の方法などを決定し、運用を行う。  
●ルールに基づき、運営管理責任者が、業務の分配、検収、納品を統括する。  
●案件ごとにプロジェクトマネージャーを設けて、円滑な業務の遂行をはかる。  
●本事業期間中にオンライン業務処理システムを開発し、従事者、作業量、スケジュール、報酬の効率的な管理を可能にする。そして、平成24年度以降も円滑に事業が実施できる環境の整備を行う。

#### <在宅就業者を支援する仕組み>

在宅就業者が継続的に本事業に参加し能力開発を行い、業務を担えるために、次のような仕組みを設ける。  
●託児サービスの提供(サポートセンターや大学等での集合研修時に託児サービスを提供する)。  
●サポートセンターに、交流の場を設置し、業務以外のコミュニケーションとして活用できるようにする。  
●コミュニティ機能をITシステムで構築し、サポートセンターに行くことができなくても、参加者同士でコミュニケーションをとることを可能にする。

## 5 事業タイプ(IT):「コールセンター系」

### (1) 業務開拓

コールセンター業務は、顧客対応業務をクライアントに変わって代行する業務であり、企業のCS向上や業務の効率化、マーケティング機能を担う戦略的観点から、大手企業から自治体など公務労働分野まで、成長が見込まれる分野である。近年、ヘルプデスク対応や既存のカスタマーセンターのピークコントロールの手段として、在宅オペレーターによるサービスを展開する事業者も増えている。また、電話がつながりにくいといった状況の改善や、コール量に応じて柔軟な人材配置を行ない、人件費等のコストリダクションを実現する手段として、在宅オペレーターによるコールセンターサービスも進みつつある。本事業を通じて、それらを担う人材養成と在宅等での就業支援活動を行う。ひとり親家庭等の就業(在宅就業)支援に協力する企業等のHP等での紹介や協力事業者との相互信頼関係を醸成し効果的な業務開拓を行う。

<例>

コールセンター事業者がクライアントから受注した業務をカスタマーセンターに出動せず、自宅の電話で受けることにより、業務の代行を行なう。  
コールセンターの事業者と委託契約を結び、電話対応を行なう時間帯をあらかじめ決める等を行い、自宅で伝言や商品の受注等の電話を受ける。

- ・各種アンケートの実施、販売営業などアウトバウンド型業務
- ・ヘルプデスク的な業務
- ・通信販売の受付等その他コールセンター全般業務

製品のメンテナンスに関する問い合わせに対応するコールセンターを運営する。  
コールセンターを外部委託にする企業が増加している。  
これは、商品等に対する問い合わせは基本的なものがほとんどであり、このため、企業としては簡易な問題はオペレーターに任せ、専門的なことだけに答えたいという背景があるからである。  
オペレーターはシステムに入っているFAQの中から、パソコンを操作しながら答えを探し、客に対し解決策を提案する。

### (2) 参加者の能力開発

- 「基礎訓練」で、コールセンター基本業務・技術・実務を学習する。
- 「応用訓練」では、コールセンター事業所でのオペレータ業務体験を通じ、OJT形式で実践的に行うことでコールセンター業務を一通り行えるようにする。
- 能力開発面では、個人のスキル開発に加えて、少しでも単価の高い仕事を実施するためにチーム作業を円滑に進めることができる能力開発を行う。
- 訓練プログラムの準備には、外部の専門機関を活用して、事業内容に合わせて次のようなプログラムを組んでいる。

#### ①基礎訓練例(2ヶ月)

- オペレーション業務に求められるコミュニケーション技術(電話の受発信の基本技術、電話対話の基本、電話対応業務の基本の理解、コールセンター業務のポイント理解、コールセンター業務の基本知識の習得等)を少人数体制で徹底的に習得する。
- 基礎訓練期間内にコールセンターの見学を実施するなど訓練と実務の格差解消に努める。

- ・基本業務の理解、基本技術訓練、業務実務の理解等を少人数体制で行なう。
- ・就業コーディネイトとして、面談や勤務イメージが把握しやすいよう、コールセンター事業者の見学等を行なう。

#### ②応用訓練例(1ヶ月)

- 定期的な集合訓練や事業所での実務を通じて実践的な人材育成を図りながら、ひとり親家庭の母が業界で就業できる育成プログラムを推進する。
- 訓練の実施においては、訓練事業所への聞き取り等による訓練へのフィードバックを一貫して行い、企業・社会ニーズに合った訓練を行なう。

- ・応用訓練の後、就業状況の確認、品質確認のための指導、相談、交流機会の提供を図るため、フォローアップセミナー(集合研修)を実施する。

### (3) 業務処理

- 受託事業者は、業務処理体制の確立のために、運営管理責任者を設けて、在宅就業者の組織化、業務運営のルール作成、役割分担の方法などを決定し、運用を行う。
- ルールに基づき、運営管理責任者が、業務の分配、検収、納品を統括する
- 案件ごとにプロジェクトマネジャーを設けて、円滑な業務の遂行をはかる。
- 本事業期間中にオンライン業務処理システムを開発し、従事者、作業量、スケジュール、報酬の効率的な管理を可能にする。そして、平成24年度以降も円滑に事業が実施できる

<在宅就業者を支援する仕組み>  
在宅就業者が継続的に本事業に参加し能力開発を行い、業務を担えるために、次のような仕組みを設ける。

- 託児サービスの提供(サポートセンター等での集合研修時に託児サービスを提供する。
- サポートセンターに、交流の場を設置し、業務以外のコミュニティとして活用できるようにする。
- コミュニティ機能をITシステムで構築し、サポートセンターに行くことができなくても、参加者同士でコミュニケーションをとることを可能にする。

## (1) 業務開拓

組織化された地元の在宅就業者(主に女性を中心とする一人親)が、洋服のリフォーム・リメイクの技術を習得し、委託先がリサイクル事業者、関係団体や関連企業とのつながりを構築することにより、本事業が修了する平成24年度以降も継続的な事業展開が期待できる。

訓練終了後には、在宅業務により、身につけたスキルを生かしてさらなる収入増に結びつけることを目指す。ひとり親家庭等の就業(在宅就業)支援に協力する企業等のHP等での紹介や協力事業者との相互信頼関係を醸成し効果的な業務開拓を行う。

- 組織化された地元の在宅就業者(主に女性を中心とする一人親)を活用することで、洋服のリフォーム・リメイクを行う。
- 服のリサイクルショップ等から回収した不要品等を利用し、リフォーム技術の習得のための教材とするとともに、作製したリメイク品等の販売を行い、限りある資源を有効に活用する考え方を普及する。
- リフォーム・リメイク技術のスキルアップにより、独立開業の可能性につなげる。
- 地域とのつながりが限られることの多いひとり親が、職業訓練を受けながらひとり親同士、また、顧客やリサイクルに携わる団体等とかがかわることにより、地域社会とのつながりを持つ機会をつくる。

## &lt;例&gt;

- ・リフォーム(裾上げ、脇詰めなどの補正)
- ・リメイク(洋服のデコレーション、別のアイテムや子供服・雑貨へのリメイク)
- ・洋服のリフォーム・リメイクによる一点ものの商品の開発
- ・アクセサリーや地元グッズなど手作業で作成できる小物商品のアイデア出しと製作

- 受注拡大および販売促進対策としては、チラシやフリーペーパー等でPRを行ったり、委託先のWebサイトを通じて行うほか、需要が見込まれる店舗内に取次所を設ける等に対応する。
- アパレル業界関係者、企業経営者、企業OBなどで構成する販路拡大ネットワークを組織するとともに、営業活動を実施するための販路開拓要員を配置する。
- 販路拡大では、リメイクとリフォームにITを連携させる方法(Web販売など)や首都圏の事業者などと連携し、全国展開や海外展開を図ることが有効。また、コンサルタントの活用、Web販売について通販業者からノウハウを学ぶ、掲示板を活用してクチコミによる顧客を上げるなどの手段も有効である。
- デザインと技術がポイントとなるので、「ブランドの確立」といったプラスアルファがされれば、需要が見込める。(例:古着ジーンズのリメイク)
- リメイクファッションとしてのブランドを確立し、全国展開、さらにアジアなど海外への販路拡大を図ることも有効。

## &lt;例:受注拡大、販売促進&gt;

- ・地元の中小企業関連団体の会員企業に対して、委託先が協力開拓を行い、制服・作業服のほか従業員からの受注を受ける。
- ・委託先と障害者就労支援事業所が連携することで、リフォーム取扱窓口業務を各障害者就労支援事業所で行い、地域での事業拡大を目指す。
- ・需要が見込まれる店内やスーパーマーケット等にワークステーション兼取次所を設け、受注拡大を図る。
- ・フリーマーケット等のイベントで販売するほか、美容院、クリーニング店等の身近な店舗で販売する。
- ・量販店、雑貨屋、セレクトショップ、ギフトショップで販売する。
- ・オリジナルカタログを製作し、インターネット(Webサイト)で請負・販売する。

## (2) 参加者の能力開発

- 「基礎訓練」でリフォーム(裾上げ、脇詰めなどの補正)、リメイク(洋服のデコレーション、別のアイテムや子供服・雑貨へのリメイク)を一通りできるようにする。
- 「応用訓練」では、実際にOJT形式で行うことで実践力を向上させる。
- 訓練プログラムの準備には、外部の専門機関を活用して、事業内容に合わせて次のようなプログラムを組んでいる。
- 自治体内の1カ所に研修施設(基礎訓練)兼ワークステーション、3カ所に研修施設(応用訓練)兼ワークステーションを設けて実施する。

## ①基礎訓練例(6ヶ月)

- 初級、中級、上級コースを各2ヶ月(72時間、計6ヶ月、216時間)で履修する。

- ・初級(ミシンの取扱と調整、採寸、素材知識、商品知識等)
- ・中級(ウエスト詰め、ジーンズリメイク、ジャケット着丈詰め、三方詰め等)
- ・上級(ジャケット・コート・ブルゾン等のリフォーム、リメイク技術等)

## ②応用訓練例(12ヶ月)

- 委託先へ発注されたリフォーム品を実際にリフォームしながら、OJT形式により実践力を向上させる(技術的に困難な事例については専任講師が支援に入り、指導を受けながら作業を行う)。
- 委託先所属の専門家によるアドバイスをうけ、リメイクの個別スキルの向上を図る。
- 委託先による独立開業に向けたセミナーの開講に加え、再委託先でIT講習を実施し、ITスキルを習得することにより、Webサイト上で作品を公開し受注が拡大できるようにする。

## (3) 業務処理

- 受託事業者は、業務処理体制の確立のために、運営管理責任者を設けて、在宅就業者の組織化、業務運営のルール作成、役割分担の方法などを決定し、運用を行う。
- ルールに基づき、運営管理責任者が、業務の分配、検収、納品を統括する
- 案件ごとにプロジェクトマネージャーを設けて、円滑な業務の遂行をはかる。

## &lt;在宅就業者を支援する仕組み&gt;

在宅就業者が継続的に本事業に参加し能力開発を行い、業務を担えるために、次のような仕組みを設ける。

- 託児サービスの提供(サポートセンターや大学等での集合研修時に託児サービスを提供する)。
- サポートセンターに、交流の場を設置し、業務以外のコミュニティとして活用できるようにする。
- コミュニティ機能をITシステムで構築し、サポートセンターに行くことができなくても、参加者同士でコミュニケーションをとることを可能にする。

※家内労働法で規定する家内労働者に該当するため、同法の遵守が求められる(別紙参照)。



## 家内労働法の概要 (昭和45年 法律第60号)

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することを目的として、昭和45年に制定されたものである。

### 1 家内労働者の定義（法第2条第2項）

物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、常態として同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

### 2 委託者の定義（法第2条第3項）

物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者等であって、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託するものをいう。

### 3 主要な規定

#### (1) 家内労働手帳の交付（委託条件の文書明示）（法第3条）

委託者は、委託するに当たり家内労働者に対し家内労働手帳を交付し、委託のつど物品の受領のつど又は工賃支払のつど、所定の事項を記入すること。

#### (2) 就業時間（法第4条）

- ① 委託者は周辺地域の同種・類似の労働者の通常労働時間（注：実際の平均的な労働時間）を超えて、家内労働者が業務に従事することとなるような委託をしないこと（努力義務）。
- ② 家内労働者は、このような委託を受けることがないようにすること（努力義務）。

#### (3) 委託の打ち切りの予告（法第5条）

6月を超えて継続的に同一の家内労働者に委託している委託者は、委託を打ち切ろうとするときは、遅滞なく当該家内労働者に予告すること（努力義務）。

#### (4) 工賃の支払い（法第6条～第7条）

- ① 工賃は、通貨で、その全額を、物品を受領した日から起算して1か月以内に支払うこと。
- ② 委託者は、原則として、工賃の支払及び物品の受け渡しを、家内労働者が業務

に従事する場所において行うこと（努力義務）。

(5) 最低工賃（法第8条～第16条）

- ① 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において、一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは最低工賃を設定することができること。
- ② 最低工賃額は、同一地域の同種・類似の労働者に適用される最低賃金（決定されていない場合には賃金）との均衡を考慮して定められなければならないこと。
- ③ 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、最低工賃額以上の工賃を支払わなければならないこと。
- ④ 上記（4）又は（5）に違反する工賃の支払いを定める契約は、その部分について無効とし、家内労働法の定める基準によること。

(6) 安全及び衛生に関する措置（法第17条～第18条）

- ① 委託者は、設備又は原材料等を家内労働者に譲渡、貸与又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならないこと。
- ② 家内労働者は、設備若しくは原材料等又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するため、省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならないこと。
- ③ 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が上記の措置を講じないときは、委託若しくは受託を禁止し、又は設備若しくは原材料等の使用の停止その他必要な措置をとることができる。

(7) 届出（法第26条）

委託者は、家内労働者の氏名、業務の内容その他必要な事項を都道府県労働局長に届け出なければならない（省令において、委託状況届、家内労働死傷病届を規定）。

(8) 帳簿の備付け（法第27条）

委託者は、家内労働者の氏名、工賃の額その他の事項を記入した帳簿を備え付けておかななければならない（省令において、3年間保存を規定）。

## 都道府県別最低工賃決定状況一覧(平成21年12月末現在)

件名
北海道 男子既製服製造業
北海道 和服裁縫業
青森県 和服裁縫業
青森県 男子・婦人既製服製造業
青森県 電気機械器具製造業
岩手県 男子既製洋服製造業
岩手県 婦人既製洋服製造業
岩手県 電気機械器具製造業
宮城県 男子服・婦人服製造業
宮城県 電気機械器具製造業
秋田県 通信機器用部分品製造業
秋田県 男子服・婦人服・子供服製造業
山形県 電気機械器具製造業
山形県 横編ニット製造業
山形県 男子・婦人既製服製造業
福島県 横編ニット製造業
福島県 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
福島県 外衣・シャツ製造業
茨城県 男子既製洋服製造業
茨城県 電気機械器具製造業
茨城県 婦人・子供既製服製造業
栃木県 電気機械器具製造業
栃木県 衣服製造業
群馬県 横編ニット製造業
群馬県 婦人服製造業
群馬県 電気機械器具製造業
埼玉県 紙加工品製造業
埼玉県 足袋製造業
埼玉県 縫製業
埼玉県 電気機械器具製造業
埼玉県 革靴製造業
千葉県 婦人既製洋服製造業
東京都 電気機械器具製造業
東京都 革靴製造業
東京都 婦人既製洋服製造業
神奈川県 紙加工品製造業

件名
静岡県 車両電気配線装置製造業
愛知県 毛織物業
愛知県 がん具花火製造業
愛知県 婦人・子供服製造業
愛知県 車両電気配線装置製造業
三重県 車両電気配線装置製造業
滋賀県 綿・スフ織物業・ねん糸製造業
滋賀県 寝具製造業
滋賀県 下着・補正着製造業
滋賀県 車両電気配線装置製造業
京都府 紙加工品製造業及び印刷・同関連産業
京都府 既製洋服製造業
京都府 丹後地区絹・人絹・毛織物業製造業
大阪府 タオル製造業
大阪府 横編ニット製造業
大阪府 男子既製洋服製造業
大阪府 婦人既製洋服製造業
兵庫県 綿・スフ織物業
兵庫県 婦人既製服製造業
兵庫県 靴下製造業
兵庫県 但馬地区絹・人絹・毛織物業
兵庫県 釣針製造業
兵庫県 電気機械器具製造業
奈良県 靴下製造業
和歌山県 パジャマ・ネグリジェ製造業
和歌山県 作業手袋製造業
鳥取県 男子服・婦人服製造業
鳥取県 電気機械器具製造業
鳥取県 和服裁縫業
島根県 外衣・シャツ製造業
島根県 電気機械器具製造業
島根県 和服裁縫業
岡山県 男子学校服製造業
岡山県 車両電気配線装置製造業
広島県 既製服縫製業
広島県 和服裁縫業

神奈川県 スカーフ・ハンカチーフ製造業
神奈川県 電気機械器具製造業
新潟県 男子・婦人既製洋服製造業
新潟県 横編ニット製造業
新潟県 十日町織物業
新潟県 作業工具製造業
新潟県 洋食器・器物製造業
富山県 玉軸受製造業
富山県 ニット製造業
富山県 電気機械器具製造業
富山県 ファスナー加工業
石川県 横編ニット製造業
福井県 衣服製造業
福井県 眼鏡製造業
山梨県 貴金属製品製造業
山梨県 電気機械器具製造業
山梨県 婦人服製造業
長野県 外衣・シャツ製造業
長野県 電気機械器具製造業
岐阜県 男子既製洋服製造業
岐阜県 婦人服製造業
岐阜県 給水せん製造業
岐阜県 毛織物業
岐阜県 陶磁器上絵付業
静岡県 広幅綿・スフ織物業
静岡県 広幅綿・スフ織布業
静岡県 別珍・コール天織布業
静岡県 婦人服製造業
静岡県 紙袋製造業

広島県 毛筆・画筆製造業
広島県 電気機械器具製造業
山口県 和服裁縫業
山口県 男子既製洋服・校服・作業服製造業
徳島県 縫製業(下着・ハンカチーフ製造業)
香川県 手袋・ソックスカパー製造業
愛媛県 タオル製造業
高知県 繊維産業
高知県 衛生用紙製造業
福岡県 男子服製造業
福岡県 婦人服製造業
佐賀県 陶磁器製造業
佐賀県 男子既製洋服製造業
佐賀県 婦人既製服製造業
長崎県 男子既製洋服製造業
長崎県 婦人既製洋服製造業
長崎県 和服裁縫業
熊本県 紙加工品製造業
熊本県 和服裁縫業
熊本県 縫製業
熊本県 電気機械器具製造業
大分県 電気機械器具製造業
大分県 衣服製造業
宮崎県 男子既製洋服製造業
宮崎県 婦人既製洋服製造業
宮崎県 内燃機関電装品製造業
鹿児島県 男子既製洋服製造業
鹿児島県 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
沖縄県 縫製業